

## 平成22年第2回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成22年3月8日（月曜日）午前10時開議

#### 日程第1 会派代表質問

##### 26番 相馬義一議員

1. 平成22年度当初予算について
2. 教育行政について
3. 農業行政について

##### 19番 関谷暢之議員

1. 平成22年度市政運営方針について
2. 「子ども手当」の支給事務について
3. 那須塩原市小中学校適正配置計画（素案）について

##### 27番 吉成伸一議員

1. 平成22年度市政運営方針について
2. 景気低迷による地方税滞納対策について
3. 教育委員会点検・評価報告書から
4. 子宮頸がんの「ワクチン」と「検診」について
5. 協働のまちづくりについて

出席議員（30名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	18番	平山英君
19番	関谷暢之君	20番	平山啓子君
21番	木下幸英君	22番	君島一郎君
23番	室井俊吾君	24番	山本はるひ君
25番	東泉富士夫君	26番	相馬義一君
27番	吉成伸一君	28番	玉野宏君
29番	菊地弘明君	30番	若松東征君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	室井忠雄君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	山崎稔君	生活環境部長	松下昇君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	平山照夫君
福祉事務所長	荒川正君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	古内貢君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
教育部長	松本睦男君	教育総務課長	松本讓君

会計管理者	楡	木	保	雄	君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長 西那須野 支所長	二ノ宮	栄	治	君
農業委員会 事務局長	人	見		順	君		鈴	木	健	司
塩原支所長	印	南		叶	君					

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	織	田	哲	徳	議事課長	齋	藤	兼	次
議事調査係長	稲	見	一	美	議事調査係	福	田	博	昭
議事調査係	小	平	裕	二	議事調査係	佐	藤	吉	将

開議 午前10時00分

#### 開議の宣告

議長（平山 英君） 散会前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員は29名であります。

25番、東泉富士夫君から遅刻する旨の届け出があります。

#### 議事日程の報告

議長（平山 英君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 会派代表質問

議長（平山 英君） 日程第1、会派代表質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

#### 相馬 義一 君

議長（平山 英君） 初めに、敬清会、26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） おはようございます。議席26番、敬清会、相馬義一です。敬清会会派代表質問を行います。

まず、平成22年度当初予算についてお伺いします。

政権の移行により混乱の中、一番困惑しているのは地方自治体であり、特に行政刷新会議が行う事業仕分けの結論どおりの国の方針が示されれば、

地方の予算編成にも大きな影響を与えることは必至である。

平成22年度当初予算編成に当たっては、極めて厳しい経済状況の中、市民生活の優先度に配慮した編成となっているが、財源確保を含めて以下の点についてお伺いいたします。

まず、として、自主財源の確保について。

税収の落ち込みの対応についてお伺いいたします。

新たな行財政改革の取り組みについてお伺いします。

として、さらなる経費の無駄ゼロの取り組みについてお伺いいたします。

として、主な事業の概要についてお伺いするものであります。

子ども手当支給事業の概要及び準備についてお伺いします。

合併5周年事業の概要と考え方についてお伺いするものでございます。

以上、当初予算についての質問といたします。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 敬清会、26番、相馬義一議員の会派代表質問にお答えいたします。

平成22年度当初予算について、お尋ねがございましたので、順次お答えいたします。

まず、の自主財源の確保の中の 税収の落ち込みの対応についてであります。平成22年度の予算は、市税収入や地方譲与税等の大きな落ち込みにより、非常に厳しい編成作業となりました。

お尋ねがありました税収の落ち込みの対応についてであります。国は地方財政計画において、地方交付税を1.1兆円増額し、総額を16.9兆円確保したこと。さらに税収不足を補うため、国にか

わり地方が借金する臨時財政対策債の増額が行われました。

したがって、本市におきましては、地方交付税を前年度対比で7億3,000万円増額し、臨時財政対策債を前年度比較で5億円の増額を見込み、計上したところであります。

続きまして、新たな行財政改革の取り組みについてお答えいたします。

本市の行財政改革につきましては、既にご案内のとおり、平成17年度に行財政改革大綱と集中行財政改革プランを策定して、各種事務事業の改革改善に取り組み、その結果といたしまして、平成20年度までに累計で11億6,000万の財政的効果があったところであります。

本年度が集中行財政改革プランの最終年度に当たることから、市民委員による行財政改革懇談会において意見をいただくなどして、期間を平成23年度まで延伸したプランの見直しを行っているところです。3月末までには最終決定をいたし、引き続き行財政改革に積極的に取り組んでまいります。

新たな集中改革プランでは、現在のプランに引き続き、事務事業の整理、合理化や補助金の見直し、職員定数の適正化などを推進し、経費の削減と財源の確保を図っていく考えであります。新たな取り組みとしては、市の財産や媒体を活用した広告掲載事業の積極的な運用による自主財源の確保や、職員提案制度の創設による新たな発想での業務改善なども実施していく予定であります。

次に、さらなる経費の無駄ゼロの取り組みについてお答えいたします。

具体的な取り組みといたしましては、需用費などの経費については、前年度同額の予算とするなど縮減に努めました。このほか、大部分を経常的な経費で構成する目予算の枠配分対象をふやし、

約5,000万の経費節減を行いました。

続きまして、主な事業の概要のうち、子ども手当支給事業の概要と準備についてお答えいたします。

平成22年度の子ども手当につきましては、現在、国会で法案の審議が行われておりますが、中学3年生までの子ども1人に対し、従来の児童手当制度を残した形で、月額1万3,000円を支給するというものであります。

また、法の適用は本年4月からで、子ども手当の支給月は児童手当と同じで、6月、10月、2月とされております。

今年度の事務といたしましては、国の補正予算の成立を受けまして、電算システム経費を計上し、法施行に向け、事前の準備を行ってまいります。

の合併5周年記念事業の概要と考え方についてお答えいたします。

那須塩原市は平成22年1月1日で、合併から丸5年を迎えました。本市は、合併後これまで旧地区間の一体化の醸成に努めるとともに、那須塩原市総合計画に基づき、将来都市像「人と自然がふれあう やすらぎのまち」を目指した「市民と協働のまちづくり」に取り組んでまいりました。

このたび、合併5周年という節目を迎えるに当たり、さらに一体化の醸成をより強固なものとするとともに、合併5周年を祝うため、本年1月から12月までを合併5周年記念の期間と位置づけ、記念事業を行うものであります。

記念事業につきましては、時勢を考慮し、基本的には華美にならないよう、既存の事業に合併5周年記念の冠を施して実施していく考えであります。

主な事業といたしましては、既に実施されたものでは、オペラ「那須野巻狩り」や「第5回消費生活と環境展」、今後実施していくものでは、春

から夏にかけては「開こん記念祭」や「西那須野ふれあいまつり」などであり、秋には「那須野巻狩りまつり」や「市表彰式」とあわせ「記念式典」を開催する予定であります。

このほかに、車座談義推進事業の一環として計画しております「協働のまちづくり講演会」を、記念式典の記念事業と位置づけ、またこれから立ち上げを予定している農観商工連携事業の一事業として、市のブランド品認定式などを盛り込んだ「産業振興大会」なども、記念事業として実施していく予定であります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） それでは、再質問に入るわけでございます。

今回の税収の落ち込み、おおむね市税関係で11億円ぐらいというふうに、全協の予算関係資料というものを見させていただきました。

そういう中で、地方交付税、臨時財政対策費が盛り込まれておるわけでございます。国の予算、衆議院で通ったわけでございますが、おおむね92兆円。そういう中で国債発行が44兆円ほどですか。そういう国の財政を考えた場合に、今後、もちろん地方も苦しいんでありますが、この地方交付税臨時財政対策債、今後の見込みについてお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 地方交付税と臨時財債の今後の見通しということでございますけれども、22年度に限っていえば、先ほど市長が申し上げましたように、財源確保ということで増額されているというようなところでございます。本市としましても11億円の減収に対して、本来地方交付税そのものは、地域間の不均衡を是正するという目的

がありますし、基本的には地方にかわって国が国税として徴収しているものでありますから、当然今後も地方交付税として、税収の減については交付税措置されるというふうに考えております。

ただ、今回特例として臨時財政対策債が、先ほど市長申し上げましたように増額されたわけですが、この増額については、これまでの枠の50%ぐらいになるわけです。本市としての発行額ということになりますと27億5,000万ぐらいの枠ができるわけですが、本市は今回15億ということで決めたわけでございます。

理由としては、全協等でも言っておりますように11億円の分マイナス地方交付税、そこで足りない分を臨時財政対策債で補ったということでございます。発行額は27億5,000万ほどあるんですけども、当然国が借金すべきことを地方が借金するわけですから、交付税措置はあるわけですが、あくまでもこれも起債でございますので、返さなければならぬというようなところでございます。返すということになりますので、枠そのものを全部使うというようなことではなくて、今後の状況等を見極めながら、この臨時財政対策債については考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） 財政の話というのは、これは大変、今の経済状況を見ますと厳しい。そういう中で、本市の22年度の当初予算ということで383億8,000万円、2.8%の減という形で説明を受けました。当然ながら、大型事業と申しますか、クリーンセンター等あるいは西那須野のまちづくりの件があるかと思えます。そういったものがなくなったということも含めまして、この一般会計を組んだのだと思えます。事務事業の推進のキーワードが「市民生活の優先度」ということを挙げ

られております。この関係資料を見ますと、当然ながら民生費、金額は当然違いますが、民生費が20.2%の増、そして土木費、教育費がおおむね10%の減、農林水産費においては22.6%の減。これがいわゆる市民生活の優先度というところから見て、そういう予算配分をしたのかなとは想像されますが、こういった予算配分の中で、いわゆる市民への影響というものはどのように考えているか、それをお答えをお願いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 予算配分に当たっての市民への影響ということで、今回、特に市民生活の優先度ということをまず考えて予算編成をしたわけでございます。先ほど申し上げましたように、国それから経済がこういった閉塞状況にある中で、市もあわせて緊縮財政をとっていくということも、ある意味では無駄をなくしていくことがあるとは思いますが、地方が元気がなくなる、地域が元気がなくなるということになりますと、ますます閉塞感がありますし、少なくとも行政の役割としては、地域に元気を持たせなければならないのではないかとこのように考えておりました。その分、今まで大型事業等でやってきたものを、ある程度めどがつかしましたので、市民生活の優先度ということの中で、小さな修繕でありますとか、市民生活に直結するような、そういったものに配分をして、予算編成をしたというところでございます。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） 運営方針を読ませていただきました。その一番最後のころになりますが、広く市内の事業者への受注機会の拡大に配慮したという説明があります。今の予算編成の中で、この文言について、少しご説明をお願いいたします。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） ただいまの質問なんですけれども、市内業者の受注に広くということの中では、先日議決をいただきました3月補正予算の中で、きめ細かな臨時交付金ということで、当初22年の当初予算の中で、那須塩原市の基本的な政策として、そういった市内業者のための配慮ということを考えていたわけなんですけれども、本年1月過ぎに国のほうからこういった形のもので、1月1日以降に公共用施設の修繕等のための予算交付金が2億8,000万程度来たわけなんです。そういう中で、22年度で計画しておりました修繕でありますとかそういったものを前倒して、いわゆる13カ月予算というような考え方をもとに、22年度で計画をしていました校舎の修繕でありますとか、道路の修繕でありますとか、そういった修繕を3月補正のほうに前倒しをしていったということが経過でございます。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） 3月補正で出たきめ細かな臨時交付金の関係を申されたのかなと思います。

そういった中で、当然ながらこういった市内業者、大変今景気に苦慮しておる中でございますので、どうかその辺も十分に配慮して、今後ともやってほしい、そのように思います。

今回の当初予算に当たりまして、国のほうが政権交代もありまして、大変不透明な点等があったのも事実でありますから、当然ながら職員におきましては、特に財政部門において大変苦勞をなされた。職員の方々には、残業等も含めて苦勞されたとお聞きしております。大変ご苦勞さまと申し上げて、この件については終了したいと思います。

のほうの、新たな行財政改革について伺います。

17年から、いわゆる行財政改革の大綱、集中行

財政改革プランで、平成20年度までの累計で11億6,000万の効果となったと。このことについて、非常にこれは何と申しますか、効果については立派だなと、よくやってくれたなと、そのように思います。

その後、今後また、本年度が最終年度だそうですが、また新たに23年度まで延ばしてみたいという答弁がありました。

そういう中で、財政縮減、これはやはりある程度まで進むと、当然ながら限度というものがあるかと思えます。これは4年間と見てよろしいんですか、17年から22年ですから、11億6,000万、大変評価しますが、今後、23年度までもし延ばしたとしても、どのくらいの額の縮減が予想されますか。予想ですから、答えにならないかとは思いますが、ご答弁を願えればと思えます。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 行財政改革プランの集中プランの関係のご質問でございまして、17年度から20年度まで4年間で、今11億6,000万円と、これは積み上げで実績なんです、実は、5カ年の計画になっておりまして、今年度で一応期間的には終了することになります。

本来であれば、来年度から新しいプランを作成すると、当初こういう予定にいたんですが、総合計画等の関係もありますので、それらと期間を合わせようと、こういうことですので、現在のプランを5年から7年ということで23年度までと。24年度からは次期行財政の集中プランをつくっていくこと。大綱もあわせて見直したいと、こういうことで流れるにはそういうことになります。

実は、このプランなんです、先ほど議員からお話しがございましたように、決して目標額をもって取り組んでいるというものでは、正直ないん

です。

そういうことで、実績はこういうことで上がっておりますが、この後21、22、23年と見通していくんですが、11億6,000万の内訳の大きなものは、1つには当然職員の削減と言いますが、適正化計画が4億ちょっと現在までにあるわけです。

それから、さらにもう一つ大きいのは、公共工事のコスト縮減ということで、こちらが6億からあるわけなんです。残りがもろもろの事務の合理化とこういったものと、こういうことですので、今後、大きなところがどう動いていかと、こういうことが大きく作用すると思しますので、現在のところそれが幾つだという、確たる数字を持っておりませんので、数字のほうはご了承いただきたいと思えます。

以上です。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） そうですよ。目標額がどうのこうのという問題じゃないかと思えます。やっている間でこれだけ削減できたということだと思います。

今のお話を聞きますと、やはり職員、もちろん職員の定数が減った職員給与費等、あるいは公共事業がということを考えますと、これからの公共事業は、先ほどの予算の中で当然、国費等が減っていますので、そういうことも含めると、なかなかこれ難しいのかなとも思えます。どうかその辺は今後の課題の中で処理していただけたことだと思いますが、努力をしていただきたい、そのように思えます。

先ほど、答弁の中で市の財産あるいは媒体を活用した広告掲載ということが、答弁がなされました。このことについてご説明をお願いしたい。例えばゆ〜バスにどうのこうのというお話は、以前にお話があったかと思えますが、その辺も含めて



答弁を願いたいと思います。

それと同時に、職員の中で新たな発想をと、今までは多分企画部が中心になってやっていたのかと思いますが、職員全体で新たな発想をとということは大変いいことだとは思いますが。その辺も含めて少しご説明をお願いできればと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 集中改革プランの中で、新たに直接と言いますか、間接的に財源に結びつけていくものということで、2つのお話を市長のほうからしたと、こういうことですが、1つの広告掲載事業と言いますか、現在、ご承知かと思えますけれども、市のホームページであるとか市の広報、それから市の指定ごみ袋にも広告を掲載してあるかと思えます。それと、直接お金の収入ということではないんですけれども、窓口業務での備えつけの封筒ですね、これを広告を掲載して現物で寄附をしていただくと、こういったものをやっております。金額的には大きなものではありませんけれども、今後さらにこういったものの中で、そのほかにも幾つか、例えばの話ですが、やるかどうかはこれから詰めてまいりますけれども、水道事業においてもいろいろあると思えますし、そのほかにもいろいろな市民の方への封筒とか、公共施設なんかも活用して、広告媒体にしているという市もあるものですから、こういったところも勉強させていただいて、1つには財源の確保、さらには広告を出す企業については、経済の振興という一面もありますので、再度もうちょっとこの辺を深めて研究してみたいというのが1点であります。

それから、職員提案制度の関係なんですけれども、これにつきましては、日々職員は当然やらなくてはいけないことなんですけれども、制度とし

て、こういう時代でもありますので、より職員の知恵を絞ると、こういうことで、実はこのシステム、合併前に旧3市町では持っていたんですが、合併時に廃止と言いますか、これになっておりますので、新たな視点から職員がみんなで知恵を出していくと、こういうところを1つのシステムとして制度化していきたいなど、こんなふう考えているところです。

以上です。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） 今、以前からも答弁なされていますホームページあるいはごみ袋というご答弁がなされました。

例えば、提案の一つとしてお聞きいただければと思えますが、体育センターあるいは今度青木のサッカーグラウンド、あるいは野球場等とかそういった施設自体を広告媒体として考えるのも一つの案ではないかと、私は思うわけでございます。そういったのが、今後のいろいろな問題があるかと思えますが、検討していただければと思えます。そういうことを考えて、よろしく願いいたします。

また、 になりますが、さらなる経費ということで、枠配分、おおむね約5,000万の経費節減という答弁がなされたかと思えます。これは の新たな行財政改革も含めて、これからやはり景気が戻るといのはしばらく、多分想像ですが、なかなか戻らないと想定される中で、当然市の財政というのが苦しくなる。そういった中では 、 、 経費節減、どうぞしっかり今後ともやっていただきたい、そのように思って、税収の落ち込みについては終了させていただきたいと思えます。

続きまして、主な事業の概要ということで、子ども手当と5周年事業ということを質問させていただきました。

子ども手当については、先ほどの3月補正あるいは初日の当初予算の件で、説明、質疑等もありました。まだまだ不透明な点があったわけですが、概要についてはおおむね理解をいたします。

ただ、そこで我々が想定した、もちろん国のお話ですからあれですが、子ども手当を出すかわりに児童手当を廃止するというところから、今回は児童手当を残したままということだそうでありませう。3月補正で事務の、いわゆる事務費ということですか1,010万円、電算システムの経費ということで計上されております。このことに関して、児童手当を残すと、ちょっとよくわからないので、説明をしていただきたいんですが、児童手当、小学校6年生まで第1子、第2子については5,000円、第3子については1万円、3歳児までは1万円ということだと思います。そういう中で、子ども手当と今言った金額をプラスして支給するということ、そういう考え方でよろしいでしょうか。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 子ども手当につきましてお答えいたします。

今までの児童手当が、今議員が言われたとおりでして、3歳未満までにつきましては1万円、3歳以上につきましては5,000円なんですけど、第3子以降は1万円でございますが、21年度の本市の当初予算で言いますと、児童手当が9億9,369万円、児童手当としての扶助費というのがあったわけですが、基本的には今度の子どもの手当は、22年度予算は10カ月分を計上しております。それは先ほど市長のほうから答弁しましたように、支給月が6月、10月、2月ということで、6月に支給するのはことしの2月、3月、4月、5月分ということなものですから、子ども手当は4月から適用

になりますので、6月のときには2カ月分。児童手当分としては2月、3月分も出るということで、当初予算のほうには児童手当が2カ月分、子ども手当として10カ月分を計上させていただいているところでございます。その中に、子ども手当22億7,162万円、10カ月分あるんですが、その中に児童手当が包含されているというふうに解釈をしていただければと思っております。

ただ、今までと違いますのは、児童手当というのは所得制限がありますので、今度の子どもの手当はその部分の所得制限がなくなるということで、そこは違いますけれども、費用負担については基本的には同じということでご理解をいただければと思います。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） 大変数字的なことで、細かい話になってしまいます。

そういう中で、子ども手当を支給するわけですが、ちょっと考えただけでも、先ほど申し上げた国のお話で大変失礼なんですけど、これが例えば1人2万6,000円、そうしますと年間の国の予算と言うと5兆3,000億円ぐらいいくという報道がされております。当然ながら、先ほどから何度も申し上げていますが、国の予算というものすごく国債を発行して苦慮している。これが本当に今後とも続くのかどうか、大変私は難しいと判断をしておりますが、どうですか、部長はその辺は、答弁できないかな。できないかと思えますので、お答えはしなくても結構です。そういうふうに私は思っております。

そういう中で、これは定額給付金のときもいろいろな問題があったかと思いますが、今回の子どもの手当の給付について問題点、今当局として考えている問題点があるとすれば、どのようなことかをお願いします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 子ども手当の支給事務に関係する問題点と言いますか、そういったことだと思いますが、今までも児童手当ということで現況届け等をやりまして、これは3月5日の補正予算のときの質疑の中でもちょっと触れましたが、養育している方に支給するというのが大原則でございますので、養育している方がどなたかと、子どもさんを養育している方がどなたかということを確認していくという必要性があります。大多数の方は親なんです、その親がいろいろな事情でそうじゃない方がいるということになります。先日も申し上げましたが、里親の場合は支給しないですとか、あとはまだこれも決まっていません、詳細のところは決まっていないのが、定額給付金のときもありましたがDVの被害者で、住所登録はしておきながら別なところにいるとか、そういった方をどうするのかという、細かいと言うと失礼なんです、大きな制度の中では細かい部分の詳細設計というのがまだ国から示されておられませんので、その辺をどうするかということなんです、多分定額給付金と同じような扱いになるんじゃないかと思えます。

事務的には、今までの児童手当と基本的には同じような流れになるんじゃないかと思っています。ただ、子ども手当は、先ほど言いましたように所得制限というのはない部分もありますので、完全に子ども手当になれば、児童手当よりは事務的には楽になる。金額は大きくなると思いますが、所得制限を考慮しないということになりますので、楽になるということになるかと思えます。

以上です。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） 3月補正の説明の中で、

早乙女議員なんかが質疑をなされました。そういう点が多々あると思います。どうか支給漏れのないように、しっかりと事務手続きをしてほしい、そのように思っております。

3月補正の中で、電算システムの問題、これ間違いなく間に合いますね。この件についてだけお願いいたします。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 3月の補正で1,010万円、システム改修費ということで計上させていただきましたが、間に合うかというご質問ですけれども、間に合うように進めたいと思っております。これは、全国的に同じような制度ですから、栃木県内でも同じ制度を使うというような、業者がやっていただくということになりますので、それまでに間に合わせるということは、基本的に今進めております。ただ、今言った細かい部分をどうするかというのは若干ありますが、基本的には大枠はできておりますので、それでやっていける。あとは通知等の準備等だと思いますので、間に合うように進めていきたいと思っております。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） よろしく願いいたします。

のほうに入ります。5周年事業についての質問をいたします。

全協の中で5周年事業の一覧表を配付していただきました。ナンバー的には19までありまして、その中で新しい「新」というのが9事業あります。

先ほどの答弁の中でも、やはり5周年、合併して5年目ということで、今までの3市町のいわゆる一体感の醸成ということを述べられました。私も本当にそのとおりだと思います。

そのような中で、11月6日に記念事業というものが入っておりますが、これがいわゆるメイン事

業となるのか。あるいはこれ全体をメイン事業としているのか。そして5周年事業について、この意義というのをもう一度ご説明をお願いしたいと思っております。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 今回、19の事業、現在のところ記念事業というふうに位置づけるということで、内部的な調整をした。今後、いろいろ市が直接でなくて、実行委員会とか、例えば商工会とか観光協会で事業があれば、それらも加えていくと。事前に協議はしていただきますけれども。そんな考えですので、最終的に幾つになるかというのは、今後まだ数のほうは確定しないという状況にはあります。

そういうことで、そのような中で、今回、先ほど申し上げましたように、こういう時局と言いますか、時勢を考慮しまして、特別に5周年であるから新たなものを施策的に打つとかということは、極力避けようと、こういう市の考え方がありまして、そういうことなものですから、それぞれの既存事業に冠を施すと、こういうことで若干事業によってはふくらみを持たせて、5年ということもありますので、市民の方にもその辺はアピールしていこうという部分はありますが。

そういう中でメインということも、特別位置づけはないんですが、今、お話がありましたように、そういう中では式典というのが、一つの大きな中心的なものだとは考えております。

それから、意義ということなんですけれども、これは先ほど市長のほうから答弁がありましたように、5年、10年が大きな節目、5年はその中間ということかもしれませんけれども、節目でもありますので、これら事業を通しながら、もう一度いろいろな場面の中で、合併して那須塩原市

だと、こういう意識を持っていただくと、こういう中で一体感の醸成と言いますが、これを強固なものにしていければと、こんなふうに考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） 合併して5年目ということで、もちろん一体感というのは大切なことだと思っております。

この事業を見ますと、各地区のお祭り等も当然ながらあるわけでございます。旧地区のお祭り、先ほど言った一体感ということを含めると、お祭り同士の交流ということは何か考えておられますか。また、その交流というのが、当然ながら旧西那須、旧黒磯の巻狩りと開こん祭のお互いの何か交流があるのかどうか。

それともう一つは、今後周年行事と言いますか、5年ですが、例えば10年、15年、20年とこれから続くわけでございますが、今後も周年行事というのはどのように考えているのかお伺いいたします。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） いろいろな地域のイベントの中での交流と、こういうお話ですけれども、具体的にそれぞれのイベントの中で、具体的な仕組みがどうつくられるかはわかりませんが、これまでやってきたこととしては、それぞれPRを十分深めて、お互いに交流をしていくということで、現実論としても大分行き来はされているのかなとは、こういうふうに思っておりますが、さらにそれぞれ広報も大いに活用しながら、PRをしてお互いに出かけて見ていただくと、こういうことはさらにそれぞれの事業の中で努力されるものと、こういうふうに思っております。

それからもう一点、この先の話になりますけれども、当然、先ほどもちょっと申し上げましたが、

10年、20年というのは大きなそれぞれの節目だと思いますので、10周年の中ではさらにいろいろな市民の皆さんも含めたような中で、記念事業をどうするかというようなことが、多分やられるのではないかと、こんなふうに考えます。

以上です。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） 5周年事業、時節柄を考えてということの答弁がありました。全くそのとおりだとも思います。地域の一体感を醸成するための事業であるという答弁もなされました。那須塩原市誕生して5年目を迎えるわけですが、そういう意味においては、この5周年も大切な事業の1つだと思っております。今後の話はそういうことでわからないですよ。当然ながらそういうことだと思えます。こういったことも含めて、市も那須塩原市民のために、那須塩原市民の一体感を醸成するために頑張っていってほしいと思います。ということで、当初予算については質問を終了したいと思います。

続きまして、2の教育行政についてお伺いいたします。

子どもたちの豊かな心をはぐくむために、小中学校の重要性がますます求められていることから、以下の点についてお伺いいたします。

として、新型インフルエンザの流行による影響で、休校等の措置をとった学校は、授業時間を確保できたのかお伺いいたします。

また、学校への指導内容、教職員への対応、時間外勤務の実態と保障について伺います。

として、教育現場の備品や修繕費が枠配分方式で予算づけされていると思いますが、予算額については適正かお伺いいたします。

として、学校適正化計画について、住民説明会、パブリックコメントへの対応についてお伺い

いたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 教育行政の質問にお答えいたします。

まず、新型インフルエンザ流行による影響とその対応についてであります。昨年9月から12月にかけて、小学校では25校のうち23校が、中学校は10校中9校が学級閉鎖などの臨時休業措置をとったと報告を受けております。

これらの学校につきましては、教育委員会から各教科などの標準時数を確保するための対応を指示したものでございます。

また、各学校における予算執行につきましては、財政状況大変厳しい中、それぞれ工夫をし、経費節減に努めているものと思っております。

小中学校適正化基本計画に関しましては、1月から2月にかけて実施した住民説明会、パブリックコメントを踏まえ、現在、計画の検討をいたしておるところでございます。

以上、私から答弁をさせていただき、詳細につきましては、教育長より答弁をいたします。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 市長に引き続き、私のほうから詳細にわたって説明をしたいと思えます。

まず、新型インフルエンザの流行で、休校等の措置をとった学校の授業時数の確保についてご質問にお答えいたします。

新型インフルエンザの流行の影響で、休校等の措置をとった学校においては、予備の授業時数で足りない場合は、1日の授業時間数をふやしたり、学校行事を精選したり、土曜日や冬期休業中に授業を実施するなどの工夫をして、授業時間の確保に努めてまいったところでございます。

現在のところ、これら各学校の創意工夫により、

各教科等の標準授業時数は確保できるものと考えております。

当市教育委員会としましては、校長会議や教務主任会議等で児童生徒の負担を十分考慮するとともに、保護者の理解と協力を得ながら、可能な限り標準時数の確保に努めることを指導してまいりました。

また、授業時数の確保のために、教職員の負担が過度なものにならないよう配慮すること、教職員が時間外勤務を行った場合は、勤務の振りかえを行うよう指導してまいりました。時間外勤務を行った学校は、土曜日に授業を実施した1校でございましたが、勤務の振りかえで対応したところでございます。

につきまして、小中学校管理費の予算措置につきまして、簡易な修繕や管理費などは、児童生徒数や施設の状況に応じた額を、各学校に枠配分方式で配当し、学校長の裁量で予算を執行管理しております。

また、各学校に共通する備品や消耗品の一括購入や、高額になる修繕等は教育委員会事務局において実施しております。

厳しい財政状況の中、各学校では光熱水費など経費の削減に努力を行っておりますが、現在は適正な管理運営はなされているものと考えております。

につきまして、住民説明会、パブリックコメントへの対応についてお答えいたします。

小中学校適正配置基本計画は、教育委員会が那須塩原市全体の適正配置を計画的に進めていくための基本方針として策定するもので、この計画の性格上、地域住民の生活に深く関係すると考えられることから、計画の素案として市民の皆様にお示しし、住民説明会やパブリックコメントを通じて多くのご意見やご提言をいただいたところでござ

いますので、現在はこれらのご意見等を踏まえ、適正配置基本計画についての検討を行い始めたところでございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） それでは、のインフルエンザの件についてお伺いいたします。

小中学校、小学校では2校ですね、中学校においては1校は全然そういった休業の措置をとっていないという答弁だったと思います。それがどこかというのは問題はないんですが、いわゆるインフルエンザにかからなかった、流行しなかったという、何か要因等が考えられましたらお伺いします。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） インフルエンザに関して、罹患しなかったところとか、それから多くかかったところ、大体押しなべてすべての学校では、いわゆる医療機関と市のインフルエンザ対策と、そして教育委員会等の指示で、全校でほとんど同じ対策をとっておりますので、今、ご質問のような形で、特にというところはちょっと見当たりません。

以上です。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） 教育委員会等の指導的には、全校同じくやったと。しかしながら、現実には流行したところとしないところがあった。これは、こういうお話をしているかどうかちょっとよくわかりませんが、学校だけの問題じゃないと私は思っております。当然ながら家庭環境というものがあるかと思えます。そういう中で、休業あるいは学級閉鎖がなかったところをお聞きしますと、非常にその学校自体が、住民あるいは保護者、学校が一体として協力関係にあるような学校等が、

どちらかと言うとそういったことに関しても影響が出ている、そのように私は、ちょっと私の感覚的にそう思ったわけでございます。だから、お聞きしたんですが、それ以上のことはあれですが。

じゃあ、このインフルエンザのために、学校行事あるいは例えばスポーツ大会等への影響が出たかどうかについてお伺いいたします。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 学校の協力とか地域の協力とか、そういうことでの統計は、学校自体ではとっておりませんので、これは感染性病理学のほうの、要するに医療のほうに任せるということで、学校の校医とはそういう話をしているところでございます。

質問の部活動等の運動部及び学校行事等への影響ですが、まず、スポーツ関係ではこの時期に大きな公的な行事、冠大会等はあるんですが、いわゆる学体連系、それから小体連系の大きな行事が入っておりませんので、公式的にはないんですが、練習試合その他いわゆる強化練習会等に参加ができなかったというところはかなり出ております。

それから、学校行事については、学校祭いわゆる文化祭として地域に浸透しておりますが、この文化祭について中止にしたり、それから延期になったりというところが若干出ておりました。

以上です。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） 例えば、スポーツ大会、実は先日我々も、吉成議員なんかも参加しているんですが、バレーボールの大会、新人戦があったわけですが、大変気を使っていますね。試合中以外は全員マスクをしるとか、もちろん手洗いをしると、そういった指導があるわけですが、なかなか現実にはチーム内でインフルエンザにかかっているために参加ができない、あるいは参加をしな

いでくれという指導もしてあるかと思います。こういったことがことし、たまたまなのか。ほとんどが新型インフルエンザとお聞きしていますが、その辺も含めて今後のスポーツ大会等に影響の出ないような環境づくりというものも必要ではないかと思っております。

そういったことで、答弁の中で、児童生徒への負担、例えば学級閉鎖して同じ学年、例えば4年生の同じ学年で1クラスは学級閉鎖をした、1クラスはそのまま授業を続けているとなると、当然ながら学級閉鎖したほうは後日授業をするという、そういったところで、同じ学年において片方は授業をしている、片方ははい、さようならで終了してしまう。そういった影響がどのようにあったのか。

ちょっとお聞きしますと、本来なら掃除をする時間だけでも、片方が授業をしているために、静かに掃除をさせる、あるいはチャイムも鳴らせないというような問題が出たと聞いておりますが、その辺の把握についてお聞きいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） まず、授業時数の確保の件ですが、若干足りなくなると見込まれる学校とか学級ですが、これは小学校で4校ほど、1けたの授業時数が足りなくなる。今のところ2けたの授業時数が足りなくなると思われる学校は1校でございます。学年が3学年にわたっておりるところがあります。

それから、授業の措置についてばらつきがあるというところですが、清掃に関してはご指摘のとおり、清掃とかその他学級行事とかで学年間でばらつきがあって、これは統一がとれていないというところがありますが、これは学年の裁量の中で、保護者の理解を学年の中で求めて、解決の方向を

導いているところでございますが、チャイムに關しましては、学校の経営の中で、学校によりましてはチャイムを使わない、ノーチャイムの学校も当市にはありますので、この影響についてはさほどではないと、こんなふうに思います。

以上です。

議長（平山 英君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） 臨時休業のために、子どもたちが平日でも、健康な方も休んでしまう。そういう中で、それが結果的には休んだ分を取り戻そうということで、例えば4時間授業を5時間授業にする。あるいは休みの日に授業をするということになる。児童生徒への負担、もちろん保護者の理解を得た上でということだそうですが、子どもの負担というものについて、大変子どもたちが疲れてしまうという状況を、ある小学校で聞きました。当然ながら、これは生徒だけでなく教職員に対しても同じようなことが言えるのかと思います。児童生徒が疲れてしまう、その影響がどこかに出るのではないかと、ちょっと考えた中で、実は本市において残念なことに中学校でいろいろな問題が起きた。そういった問題が、こういったことに対しての影響があるのかどうか、ちょっとその辺についてだけお聞きします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの件では、まことに新聞紙上をにぎわわせて、管理としては非常にご迷惑をおかけしまして申しわけないと、こんなふうに思っておりますが、ただいまのご質問のような感じで、児童生徒が疲れるというふうな報告は、私のところはちょっとまだわかりませんが、実際に児童生徒が平日等、学校の学級閉鎖及び学年閉鎖等で家庭で静養しなくてはならないというふうな状況の中で、健康な生徒はどうしてもやはり家の外に出てしまおうかというふうなのが考えられますので、担任等が家庭訪問や電話連絡等で、児童生徒の生活状況については、担任を中心として調査をしながら指導しているところでございました。

また、非行事例につきましての件につきましては、これはこの学級閉鎖等に関係するということでは全くありませんで、普段昼夜を問わず学校全校体制で指導している中で、やはり指導の盲点というふうなのがありまして、たまたまそういう事故が起きてしまったというところでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） いずれにしても、インフルエンザといういわゆる一つの病気で、こういった状況になったためでありますから、休業等の措置もやむを得ない。そのためのしわ寄せがあったのか、これも仕方ないことであると思います。

1点ですが、教職員の対応ですが、当然ながら教職員が普段の授業のほかに、それだけ教員としての仕事が後に残ってしまうそういったこと、簡単に言えば残業的なことになってしまうのかと思いますが、そういったことへの対応についてお伺いいたします。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 先ほど申しましたように、



時間数確保のための対応策としましては、1日に授業時間数をふやした。それから学校行事等の精選見直しをしたということと、それから冬休み中に授業を実施した。それから特別な対応はとらなかつたですけれども、冬休み中に授業を実施した。それから特別に授業を土曜日に実施した。冬休み中に授業を実施した学校が1校、それから土曜日に授業を実施した学校が1校です。

そういうふうな中で、まず休業日の授業ということになりますので、土曜日の授業の実施にしましては、教職員の勤務の振りかえを、これは全校全職員で、学校体制をどういうふうにするか、勤務の状況も含めまして、その対策を考えるわけですが、その中で土曜日の授業振りかえのかわりに、冬期休業中に振りかえをしたいということで、全職員一致のもとで休業中に振りかえをしたということと、それから冬期休業中に授業を実施、平日ですので、これは普通どおりの勤務対応になりますので、振りかえ等は必要ない。

それから、教職員の残業につきましては、これは残業というのはないということになっておりますが、これは非常に中学校を中心として、部活動等もボランティア的な勤務ということでやっておりますが、かなり負担にはなっているとは思いますが、現状ではこの状況で進んでいるところでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） 大変、先生たちもご苦労であるとは思っております。

このインフルエンザ、当然去年のうちから流行するという想定がされて、そういう中で、もちろん学校長の判断のもとで、こういったいわゆる予備時間を使って、早く授業を進めてしまうという対応をした学校もあるかとお聞きします。当然、

学校長の判断ですから、その辺の判断は学校長に任せておられるんだと思いますが、その辺について、学校長の判断を教育委員会としてはどのように指示しているのか。例えば、ある小学校へ行くと、当然ながら余りインフルエンザの影響はなかったとはいうんですが、早く授業の時間をすべてやってしまったと。ここで急にインフルエンザの休業が入っても、うちは大丈夫ですと、そういう意見を聞いたところがあります。そういった点において、教育委員会として校長に対する指導と申しますか、はどのようにしてあるのかお聞きします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 最初に申しましたように、可能な限りの標準時数の確保ということが至上命題でございましたので、保護者の理解と協力を得ながらということと、それから過度の教職員の負担にならないようにというふうなところを重点として、校長会議それから教務主任会議、いわゆる教務主任というのは、今言った授業の年間の数的な確保、それから質的な確保を目安に教育課程をつくっている主任でございますので、校長会と教務主任会で詳しく、きちんと学校長と相談しながら、学校長の裁量の中で確保できるようにという指示をしたところでございます。

なお、全く休業していない小学校が2校と中学校が1校ありましたが、これについてもやはり同じように、予備にということではございませんが、年間の総授業時数は、中学校も小学校も35週というふうなのを基準に考えておまして、これを年間の授業可能日数で想定しますと、2週ぐらいまではどの学校も予備にありますので、そういうふうなところをまず想定しながら充てると、そして先ほど言ったように振りかえを行って、授業措置

を行うということで、先取りというふうなのが、余り聞いてはいないんですが、その実態については多分あるかとは思いますが。

以上です。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） それでは、今の答弁でほぼ理解をいたしました。

次に、のほうに進みたいと思います。

管理費の予算ですが、学校規模というか、それによって枠配分で学校長の裁量で執行しているというご答弁だったと思います。簡単に申し上げれば、枠配分のトータルの予算というのが適正かどうかということをお聞きしたかったんですが、教職員にお聞きしますと、当然ながら少ないという答弁になります。その中で、ある意味自腹で、例えばボールペンとかそういった消耗品なんかは自腹で買っているんだと、そんなお話もありました。その辺についてのお考え方、そしてもう一点は、ほかの市町村特に県南なんかと比べて、備品等の整備と申しますかは、適正であると判断しているのか、その辺についてだけご答弁をお願いいたします。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） まず、ボールペンいわゆる消耗品的な、個人が使うものなんですが、いわゆる教職員の授業準備に関しまして、やはり自主教材をつくったりということで、教育委員会で一括購入する備品のほかに、その教科を効率よく指導するために、各先生方が工夫をしておりますので、そういうところでは自主教材ですので自分でということはある得ると思います。

それから、年度当初に一般備品としまして、備品や消耗品というのは学年や学校で一括して購入しますので、これは年間を通して足りるかどうかわかりませんが、毎年やっています、ク

レームが来ているところではございませんので、充実しているかなと、こんなふうに思っております。

また、他地区との備品の充当数や満足度については、調査しておりませんので不明でございます。

以上です。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） クレーム等がないということなら問題はないということだと判断いたします。

その辺については、私は先生方とお話した中では大変少ないという、厳しいんだというお話を聞いたために、こういう質問をしたわけですが、教育委員会としては適正であると判断と先ほど答弁であったものですから、適正だと私も思います。

に入ります。小中学校の適正配置基本計画について質問をいたします。

これに関しては、いわゆる通学区審議会の審議をしていただき、その審議の結果、この適正配置基本計画の素案というものができました。そしてその素案を各地域あるいはパブリックコメントという形でご意見をいただいた、そういう流れであると思いますが、この適正配置基本計画の本来の目的というものをもう一度ご説明をお願いいたします。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 本来の目的は、将来を担う子ども、児童生徒たちによりよい教育環境をつくることというふうなのに尽きるかと思えます。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） そのとおりであります。現実には、例えば複式学級を減らすとかあるいは小規模校をある一定の規模にするということだと思います。当然ながら、そこにかかわるいわゆる

維持経費等も考えた結果の配置計画だと思っております。

今回の素案が出たわけでございます。素案の中に、私、通学区審議会ということから始まっておりますから、素案の中に学区というのは一言も入ってなかったと思います。それについての考え方についてお聞きいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 適正配置、適正規模ですので、当然通学区というふうなものも入ってくるかと思いますが、学区審議会の中で、私ども最終答申を受けた中では、通学区の検討について具体的にこの学校をという形には出てこなかったということで、基本方針は通学区は素案の中には盛り込まれてはいなかったというところでございます。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） 当然、学区審議会の中の答申にも、やはり載っていなかったような気がいたします。教育長から答弁があるようなので。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 具体的に、私も表現がちょっとまずいところがありますが、学区の再編というところの項目をつくってありまして、将来予測が減少傾向がありますので、その点で今後における推移を十分見極めた上で、通学区の見直しを行うものとする、現実に現在すぐにというところではなくて、将来学校規模の適正化のために、通学区の見直しを行うものとする。

それから、これによってまたさらに今大規模校が数校ありますが、それが図れない場合にはまた改めて考えるという形が答申されておりましたので、それについて具体的な校名を載せないという表現でございます。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） その点についてはわかりました。

例えば通学区をかえれば、大規模校の解消あるいは小規模校がもしかすると、言い方は失礼ですが、廃校にならないで生き残れるかもわからないということも、今後考慮していただけるのかどうか、そう思っております。

そういう中で、素案というものができ、地域説明会がありました。当然、3月中に原案というものが出ると、当初の予定では出るということだったんですが、先日の説明の中では本案は出ない、出せないという状況と言っているのか、パブリックコメント等に対するお答えというものが、どのような形で今後教育委員会はとらえているのか、その辺についてお伺いします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 全協のところ、私どものほうから学区審議会の説明会の状況ということで、概況を部長のほうから説明したときに、3月という今までの答弁の中で、今後パブリックコメントそれから地域等の提言、議員のほうからのさまざまなご意見、そういうふうのがかなり膨大になって、それを素案が説明会でできたので、すぐにちょっと訂正というわけにもいきませんので、今もう3月でございますので、このさまざまな意見をどのように消化するか、そしてどのように反映するかというのは、今後十分時間をかけていかないと、これは拙速な感じになってしまいますので、しっかりと成案に向けて検討していきたいと。

したがって、今まで3月というふうに申し述べておりましたけれども、ここでしばらく出ないということに訂正させていただきたいと、こんなふうに思っております。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） あの時多分パブリックコメントに対するお答えというものを出すというように気がいたしました、パブリックコメントに対するお答えというものはいつごろ出のか、もし私が間違っていなければの話ですが。

それと同時に、こういった中で慎重に審議をしていく、当然ながら住民との合意というのは一番大切なことだと思いますが、おおむねで結構です。いつごろ成案というものを出す予定でありますか。それだけご答弁を願いたいと思います。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） ただいまパブリックコメントに対する回答はいつかということ、成案はいつかということでございますけれども、2月18日の全員協議会でご説明をいたしました、地元関係、地域の説明会におきまして、ご意見が237件、パブリックコメントということで直接いただいたのが144件ということで、たくさんいただきました。

ただいま教育長からお話ししましたとおり、それを分析いたしまして、集約をしまして、回答していくわけですけれども、当然、回答することは、成案にどう反映させるかということにつながりますから、ある程度その辺のところが出ませんと、回答できないというふうに考えております。

成案につきましては、今教育長が申し上げましたように、これらを十分分析いたしまして、教育委員会で決定をしていくということになりますので、その手続が少し時間がかかるのではないかと考えていると、こういう状況であります。

以上です。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） いずれにしても、先ほど

申し上げたように、小学校、中学校、学校というのは当然児童生徒の教育現場ではありますが、と同時にその地域のコミュニティーの場でもあると思います。例えば、運動会であれば、その運動会を盛り上げるのは地域の皆さんであり、そこに敬老会も入って一緒に運動会をやる、そういったいわゆる一つのコミュニティーの場であります。そういったことを踏まえたと、廃校あるいは統廃合ということになれば、大変地域の住民にとっては、ある意味損失、地域の文化とかそういう意味においても損失になるわけでございますので、十分にご意見は聞いたと思いますが、今後合意形成を図って、慎重に進めていってほしい、そのように思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

教育行政については終わりにしたいと思います。

最後の3番であります、農業行政について質問いたします。

政権交代による、より変化する農業政策の今後の方向性と対応についてお伺いします。

水田農家への自給率向上のための新しい農政（戸別所得補償モデル対策事業）が4月からスタートしますが、その内容についてお伺いいたします。

対象農家への周知と理解（加入申し込み等を含む）についてお伺いいたします。

として、課題の整理の中で、農業の6次産業化を訴えているが、その内容についてお伺いします。

農地・水・環境保全向上対策事業の現況についてお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 続きまして、3の農業行政の から、4月からスタートする戸別所得補償モ

デル対策事業の内容についてお答えいたします。

平成22年度から始まる戸別所得補償モデル対策は、国の主要課題である食料自給率の向上のため、水田を余すところなく活用する施策で、米以外の作物の生産を増大させる水田利活用自給力向上事業と、水田農業の経営を安定させるための米戸別所得補償モデル事業から成り立っています。

まず、水田利活用自給力向上事業は、食用米を作付けしない水田を活用して、麦、大豆、主要作物の生産を行う販売農家などに対して、10a当たり3万5,000円、米粉用、飼料米などの新規需要米では、10a当たり8万円を交付するなど、作物及び作付面積の実績に応じて交付されるもので、米の生産数量目標の達成の有無は問われません。

なお、この単価は全国統一単価になるため、平成21年度の産地確立の交付額より減少する地域は、激変緩和措置が講じられます。

次に、米戸別所得補償モデル事業は、生産費用が販売価格を上回る米に対して、国が所得補償を直接払いで実施するもので、全国一律に10a当たり1万5,000円が交付される定額部分と、当年度の販売価格が過去3年間の販売価格の平均を下回った場合に、その差額をもとに交付単価が算定される変動部分になっております。

この場合、交付対象となる農家は、米の生産数量目標に従って生産する販売農家となります。

続きまして、の農家対象への周知と理解についてお答えいたします。

去る2月16日、17日の2日間、市水田農業推進協議会が主催する全農家を対象とした説明会を、三島ホール及び黒磯文化会館において、栃木農政事務所の職員を講師に招き、制度の説明を中心に実施したところです。

対象となる約3,200戸の農家に通知を発送し、2日間で約500人の参加があり、当日欠席した農

家には、説明会資料を推進委員を通じて配布したところです。

また、加入申請、交付手続等につきましては、現時点では申込書などの書式や具体的な手続の流れも明確に示されておりませんが、対象農家から市水田農業推進協議会を經由して、農政事務所に申請するものと想定しております。

いずれにいたしましても、事業の内容が明らかになり次第、農家の皆さんにご迷惑がかからないよう、市水田農業推進協議会や関係機関と十分連携しながら、対応したいと考えております。

次に、の農業の6次産業化の内容についてお答えいたします。

現在、国では新たな農政を進める上での課題として、農業の持続的発展、農村の振興などを掲げております。それらの課題を解決する施策として、農業、農村の6次産業化や戸別所得補償制度の導入が示されております。

農業の6次産業化は、第2次、第3次産業との融合を基本として、「売れる農業、もうかる農業の推進」、「持続可能な農業生産を支える取り組み」、「多様な農業形態」、「農地の確保を通じた生産性の向上」を大きな柱として、それぞれ生産、流通、加工の一体化や環境保全型農業の推進、新しい農地制度の着実な推進など、具体的な取り組みを示しています。農業から他産業への働きかけや、各種産業が相互に連携を図ることで、新たな付加価値の創造や販路の確保、拡大などを進めながら、農業、農村の活性化を推進する内容となっております。

最後に、農地・水・環境保全向上対策事業の現況についてお答えいたします。

この事業は、農地や農用地を守り、農村の環境保全を向上させていくための地域活動組織に対し、財政支援するものでありますが、期間は平成19年

度から平成23年度までの5カ年間実施するものです。

現在、本市においては、農業基盤施設等の維持補修や草刈り、農村景観形成のための草花の植栽や地域の生態系調査などの共同活動を行う組織が42団体あります。このうち、化学肥料や化学合成農薬などを低減して栽培を行う先進的営農活動を実施する組織が8団体あります。

なお、今年度は各組織の活動が順調に軌道に乗ってきたことから、これらの具体的な活動内容を紹介するためのPR用の冊子を作成し、各組織の今後の活動に役立てていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） それでは、農政についてでございます。

今回、新しい農政が政権交代によって出されたわけでございます。大きく2つの項目、簡単に申し上げれば、今までの農政というのは、減反という言葉、生産数量目標というんですか、簡単に我々は減反、減反と言っていますが、減反をしてお米をなるべくつくるなという政策、それから今度は自給力向上のために、余っている水田を活用して、別なものを、主食米じゃないものをつくれ、つくったものに対して補助を出す、そして減反した人たちには、今まではそういった補助じゃなくて、今度は減反した田んぼに対しても、1反部幾ら、1万5,000円ということなんです、補償しますということだと、私は判断しております。

しかしながら、こういった農政がかわって、今でも実は不明確な点があるかと思えます。そのような中で、この農政自体は私は実はさまざまな会議等である程度理解はしてきたつもりであります。

現実には、先日の の周知と理解というところにも一緒にありますが、2月16、17日、私は17日の

ほう、黒磯文化会館で説明を受けに行きました。こういったものを配っていただきました。

それと同時に、JAなすのがやっております集落座談会、それにも出席して、この件について説明を各地域においてやっております。

そういう中で、この政策大変理解ができない。平成20年度のJAの組合員の年齢的な構成というのはご存じだと思いますが、36%がいわゆる70歳以上が組合員の構成でございます。そういった組合員の中で、この新たに変わったものに対して、のほうへいきますが、どのように説明をする、理解を得られるか、その辺について本当に私心配をしております。

特に、農家というのは、これは法的に4月からだと思いますが、農家というものはもう実は農作業の準備にかかっております。当然ながら、そのために種苗あるいは肥料、そういった1年間の計画を立てなくてはならない。そういう状況にあるにもかかわらず、まだ不明確な点がある。こういった農政について、市としてどのようにかわっていくのかお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） ただいまのご質問ですけれども、政権がかわりまして、新たな政策として、戸別補償制度、水田利活用、こういった事業が入ってくるということで、市としましても水田協議会、JAと連携をしながら協議をして、農家の皆さんにご迷惑のかからないような形で取り組もうとしております。

こういった中で、1月には、生産数量目標の配分ということで、推進員の方には既にその配分表と言いますか、そういったものをお配りしております。

今後、この新たな政策に伴いまして、営農計画

書を今、そういったことによって作成する形になりますけれども、そういった部分につきましては、やはり市と、水田協議会も含めてですけれども、農家の皆さんとパイプ役になるのはやはり推進員の方だと思います。ですから、推進員の方に十分な説明をしていくということが、これからのこの新しい制度に対応する形だと、私は思っておりますし、現に国におきまして、この新しい制度の加入申請の用紙が、今印刷中ということでもありますので、これからそういった用紙を配って、新しい政策に加入して、お金をもらうまでの手続等につきましても、やはり推進員の皆さんに十分な説明をして、それから農家の皆さんへも説明していただくと、これが一番市ででき得る対応かなと考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） このモデル事業があるわけでございます。一番最初の国の財政の点でも申し上げましたが、国もお金がない、そういうときに、このモデル事業、特に米の戸別補償、所得補償モデル、これはことし23年度のモデル事業と聞いております。じゃあ、24年度以降、果たしてこれが継続するかどうか、これもまだまだわからないことだと。

特にこれは米だけのモデル事業であります。これが米だけじゃなくて野菜あるいはその他の、多分農業だけじゃなくて漁業とかそういったほうにもかわることだと思います。当然、市の執行部の方にこれが続くのかと言われても、それはわからないという答弁になるかと思えます。そういう中でこのモデル事業であります。

特に私が心配しているのは、今回の新規需要米等、細かい話になりますが説明があります。飼料米についてはJAが取り扱う。この事業に関して

は、いわゆる生産しただけでは補助はもらえない。生産をして販売した実績によって補助をいただけるという形なものですから、飼料米あるいは、加工米はJAが全量引き取るというお話もお聞きしました。しかし、そのほかのものに対して、例えば米粉等は果たしてつくった方がいいが販売先がない、そのようなことが今後起こり得る可能性があるかと思いますが、その辺はどのように認識しておりますか。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 水田利活用自給力向上事業につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、捨てづくりというものの防止ということで、実需者といいますが、需要者との契約が必要になるということで、おっしゃいましたように飼料などにつきましては、従来の対策からも畜産農家との契約が必要になっておりました。

今回、新たにお話に出ましたように、飼料米さらに米粉等につきましても、当然需要者といいますが、そういった方との契約が必要になるということで、飼料米につきましてはJAが全農系の飼料会社があるということで、JAのほうで取りまとめを行っているという状況があるかと思えます。

米粉等につきましても、先ほど申し上げましたように、どこに売るかという契約書が必要になりますので、そういった契約がないと米粉をつくっても捨てづくりになるということが懸念される状況でございます。

以上です。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） そういうふうになってはいけないと思います。ですからそういったことにならないような政策がどこかにあるのかなということでお聞きしたわけでございます。

それはそれとして、問題はそこについて今度はお米の問題があります。これは戸別所得補償されます。去年の60kgの最終的な値段というのが、J Aなすのから出ております。その金額が1万3,436円でございます。この金額が、これから過去3年間の金額にあって、簡単に言えばこの金額の平均を出して、所得がこれよりも低くなった場合には補償しますという、そういう制度だと思います。

そういう中で、例えばお米が、お米の集荷業者、農協じゃなくて一般のあるいは集荷業者が、どっちみち補償されるんだから安く買ったっていいんじゃないかと、農家の方は安く売ってもいいんじゃないかと、そういう考え方を持った場合には、これはもちろん補償をする金額というのは、ある大枠があると思うんです。そういう中で対応しきれぬのかどうか。米の値段が場合によってはそういった形で下がってしまうんじゃないか。農家はいいですよ、その分補償されればいいという考えを持ってしまふのではないか。そのようなことを実際の農家の方が今危惧しております。そういったことに対して、どのような考えをお持ちか伺います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 農家の方が危惧しているというのは、やはり米が、例えば飼料米が食用に流れていくということになりますと、当然需要が緩和される形になりますので、米の値段も下がるということになる形になりますけれども、今回の対策の中で新規需要米の横流れ、そういったことをなくそうということでの対策が何点が示されております。

3段階で示されておまして、まず事業者との契約時におきましては、契約事項に平年を上回る

収穫があっても横流れが起きないように、契約数量は当該年の地域単収に面積を乗じた数量とするという形になっております。ですから、豊作になっても横流れが起きないという部分があるかと思えます。

作付け時ですけれども、新規需要米、加工用米の圃場を特定することによって、作付面積を確定するということになります。これは、例えば食用米と同一圃場で同一品種を作付けする場合に、新規需要米、加工用米の集荷数量を当年の地域単収で換算するなどによって、面積を確定することが必要だという形になります。

さらに、収穫から出荷時におきましては、食用米等と区分して管理するという形になっておまして、袋には、例えば米粉用であれば粉とか、加工用であれば加とか、飼料用米であれば飼とか、そういった表示を義務づけるという形になっておまして、最終的にはこういった新規需要米、加工用米を販売するときには、その記録を作成して3年間保管するといった、こういった対策によりまして新規需要米の横流れを防止しようという考えになっているようでございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） そういった内容は、私もある程度理解はしておりますが、先ほど申し上げたのは、いわゆるお米の値段が集荷業者が補償があるんだから安くてもいいんじゃないかとか、そういった形で米自体が全部安くなっていったのは困るということをお伝えしたかったんです。

いずれにしてもこの新しい農政 から まで質問内容を書かせていただきました。いわゆる自給力向上ということで、国が言っているカロリーベースでいきますと45%が目標だと。しかしながら、数年前から41%ぐらいのカロリーベースで足踏み



をしたままであると。今まで農政が一生懸命やってきた施策の中で、いつまでたっても41%から上にいかない。これはやはり生産者の生産額というものが上がらない限り、多分このカロリーベースというものは上がらないかと思えます。どうかそういうことを踏まえると、やはりこれは農政運動として、しっかりとこれを今後取り上げていかなければならない、そのように思うわけであります。今後、農政を守るため、農家の人たち、今現在農家をやっている方たちが、担い手として自分の子どもたちに後継ぎをさせたい、させられるような状況にならないと、この新しい農政もうまくいかないのではないかと、私は思っております。

そういう中で、6次産業については説明を受けたとおりだと思いますので省略させていただきますが、しっかりと農政、今後農政運動として取り上げられるようなことも行政として考えて、やってほしい、そのように要望を申し上げます。

になります。農地・水・環境の件でございます。

これは5年の事業であります。3年目が終わろうとしております。残り2年です。この2年の補助金関係の有無について、今後どうなのかちょっと心配しております。それが1点。

それと、この42団体が事業を取り入れた団体があったということです。実は、私どもの地元でも、この事業に取り組んでおります。その成果といいますかメリット、それについてどのように把握しているか伺います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） お答えいたします。

5年間の事業の中で、今後の2年間という部分でございますが、22年度の予算編成に当たりましては、国から特に減額というような情報は来てお

りませんので、今までと同じような事業が展開できる、予算が確保できるものと思っております。

次に、2点目ですけれども、メリット、デメリットというお話ですけれども、この事業、農家と非農家と一緒に地域で共同活動をやるということですので、地域の一体感というものは図られているのかなと思えますし、また、生態系調査等もありまして、地域の自然環境のよさや大切さを再認識する場になったり、さらに自分たちに住む地域を再発見する、そういった意識づくりができたのではないかと、こういった面がメリットでは考えられると思えます。

デメリットですけれども、余り考えられないんですけれども、国庫事業ということもありまして、提出書類が若干多いのかなという部分がございますし、また、役員の出役、会議、役員会などの負担というものと、国庫事業ということもありまして、公金の管理的な部分があります。そういった部分で責任が重いのかなと。そういった点がしいて上げればデメリットではないかと思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） 今の答弁のとおりだと思います。大変この事業を取り上げた団体の方にお聞きしますと、地域の一体感が増したと。今まで特に農業を引退したお年寄りの方とっては失礼ですが、お年寄りの方が花植えに参加してきてくれた。あるいは生物調査の中で子どもたちも参加している。そういった子どもとお年寄り、あるいはみんなで一つの事業をするということで意見が一致したという意味で、一体感はできたという意見がありました。

それと同時に書類の多さに困っているということも実際に話は聞いております。そのような中で、

この事業がすばらしい事業になりますようご期待を申し上げるところであります。

それで、その後ですが、その後体制整備構想というものを自分たちでつくりなさいという、そういう方向づけがあるかと思えます。それについて、その方向性が今のところどのような形で出ているか、それだけお聞きします。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 今後の部分ということでございますけれども、現時点では、まだ先に2年ほど事業が展開されるということでありまして、今後のことについて特段の考えを持っては、現在はおりません。

以上です。

議長（平山 英君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） わかりました。大変長い質問時間になって申しわけございません。これで私、敬清会としての会派代表を終了するわけでございます。

一言、この3月末をもって退職をなさいます職員の方々に対しまして、御礼を申し上げたいと思えます。この3月末をもって退職される部長あるいは課長たちの皆様にとりましては、この那須塩原市という新市の市政運営に対して、特段のご努力をされ、そして一生懸命働いていただいたと思えます。

特に、地方自治体において大きな事業でありました平成の大合併、那須塩原市も平成17年1月1日にやったわけでございます。それまでの旧1市2町の中の職員の中で、それぞれの首長に対し、目標を持ったまちづくりをやってきたわけでございます。それが合併という形で、自分たちが持っていた目標が多少なりともずれてしまったこともあるかと思えます。葛藤した中での合併だったと思えます。

そういう中で、那須塩原市が5年目を迎えることに対し、皆様方のご努力、そして我々議会議員に対しても親切な答弁とあるいはご指導を賜りました。そういうことに対して、深く感謝と御礼を申し上げます。

今後、退職なさるわけでございますが、皆様方も十分健康には留意され、今後の長い人生の中で頑張っていってほしい。そして市に対しても、ますますのご支援をしていただければと思っております。大変長くなりましたがありがとうございました。また、ご苦労さまでした。

議長（平山 英君） 以上で、敬清会の会派代表質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

関 谷 暢 之 君

議長（平山 英君） 次に、那須塩原21、19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 議席19番、関谷暢之でございます。会派那須塩原21を代表いたしまして、質問通告書に従い、会派代表質問を行います。

本日、3項目22点についてお伺いいたします。さきの敬清会代表質問と重複する部分もございまして、与えられた発言時間の中でスムーズな進行を心がけてまいりたいと思えます。ぜひ、明瞭な

ご答弁をよろしく申し上げます。

それでは、第1番目の項目、平成22年度市政運営方針についてということでお伺いいたします。

世界同時不況による厳しい経済情勢、政権交代による変革期を迎えた今般、本市の市政運営も将来への責任を担う重要な時期であると思われます。

那須塩原市誕生から5年が経過し、合併特例期間10年の後期初年度に当たる平成22年度の市政運営方針が示されたことから、7つの政策体系に則した主要事業等について伺うものです。

「自然と共生するまちづくり」における環境基金事業の詳細を伺います。

また、旧清掃センター跡地利用計画の進捗状況もお伺いします。

「快適で潤いのあるまちづくり」における雨量計監視システム事業の詳細を伺います。

また、豪雨時における現在の対応状況及びウェブカメラ導入への研究、検討をご提案申し上げますが、ご所見を伺います。

「健やかに安心して暮らせるまちづくり」の放課後児童クラブについて、公設民営完全実施の検証と課題を伺います。

また、所管を教育部局に移管いたしますが、運営方針、実務等の詳細を伺います。

「健やかに安心して暮らせるまちづくり」における保健医療の充実について、地域医療体制の充実の観点から、大田原日赤病院の移転事業を契機とした本市の取り組みを伺います。

「活力を創出するまちづくり」における農観商工連携事業の詳細を伺います。

「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」における青木サッカー場整備事業の詳細を伺います。

「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」における教育行政について、本市の学校教育施策の変革期に際し、市長による市政運営方針に次いで、

教育長による教育方針も示すべきと思うが、所見を伺います。

また、市長部局と教育行政、教育委員会との関係について、一昨年施行の法改正を踏まえた本市の方針を伺います。

「創意と協働によるまちづくり」における総合計画後期計画策定に向けた市民アンケートの詳細を伺います。

「創意と協働によるまちづくり」における協働のまちづくりをともに考える講演会についての詳細を伺います。

また、合併5周年記念事業の一環とされておりますが、市政方針に記念事業の文言を記述しなかった真意をお伺いいたします。

合併及び栗川市政の6年目に際し、マニフェストも踏まえた重点施策を伺います。

また、新庁舎建設に関する記述がないが、説明と方針を伺うものです。

以上、1回目の質問であります。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 那須塩原21、19番、関谷暢之議員の会派代表質問にお答えをいたします。

まず、1点目の平成22年度市政運営方針についての10点について、順次お答えいたします。

まず、環境基金事業についてお答えいたします。

初めに、環境基金の財源でございますが、家庭系ごみ処理手数料は、クリーンセンターの管理運営費、ごみ減量化対策事業、ごみ袋作成費などに全額充当しますので、それに見合う一般財源の負担が軽減されることになり、その一部を一般財源から毎年積み立てます。

この原資により、ごみ減量化、資源化の促進及

び良好な生活環境を確保するため、環境基金を創設していくものでございます。

次に、基金活用事業につきましては、昨年8月に庁内検討委員会を立ち上げ、基金対象事業等について検討してまいりましたが、ごみ処理有料化の観点から、当面は家庭から出てくるごみを減らす事業を優先として、ごみ減量化対策事業やごみステーション整備事業などを基金事業として実施していきたいと考えております。

具体的な事業の例示としては、家庭剪定枝のおが粉化事業、廃食用油回収事業など、従来可燃物として焼却処理していたものを資源として活用する事業や、ごみステーション設置費など補助金や、クリーンセンターなどの施設改善費用などを考えておりますが、平成22年度中に詳細な制度設計をして、早い時期に具現化をしていきたいと考えております。

なお、ごみ減量化以外にも環境審議会や廃棄物減量等推進審議会などからいただく提案事業や、平成23年度に策定を予定しておる那須塩原市全体の地球温暖化対策の行動指針となる地球温暖化対策実行計画の中で、市民、事業者、市が行う必要のある事務事業のうち、基金事業としてふさわしいものがあれば、これに加えることも視野に入れて検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、旧清掃センター跡地利用計画の進捗状況についてお答えいたします。

跡地利用計画として、後継施設等を整備する場合には、施設等の必要性、必要性和ランニングコストの比較考量、解体経費に占める市財源の最少化、すなわち解体経費も含めて国の補助対象となるかどうか、周辺地域住民への配慮の4点が大きな要素となります。

この4点に加え、3センターの地域性も加味し、平成21年度担当課で検討を重ねてきました。

一方、全国の地方自治体から国庫補助制度である循環型社会形成推進交付金のメニュー拡大についての要望も出ており、その推移を見守りたいとの思いもあり、現在具体的な結論を得るに至っておりません。

経済状況から解体経費そのものが大幅に安くなっていることもあり、将来のごみ処理システム上の必要性、ランニングコストの負担等をさらに研究検討し、できるだけ早く成案を得ていきたいと考えております。

次に、の雨量計監視システム事業の詳細についてのご質問にお答えいたします。

那須塩原市における雨量データの収集は、黒磯地区は12カ所、西那須野地区は1カ所、塩原地区は7カ所の、合計20カ所で行っております。山間部はおおむね半径3kmの範囲をカバーし、平坦部は半径5kmの範囲をカバーしておりますが、那須塩原市のすべてのエリアをカバーしてはございません。

このため、平成22年度に整備を予定している雨量計監視システム事業は、西那須野地区は南公民館に、塩原地区は金沢小学校に雨量計を設置し、雨量データを大田原地区広域消防組合の西那須野分署と塩原分署において、パソコンで閲覧できるシステムを構築するものです。

次に、豪雨時における現在の対応状況についてであります。大雨警報や大雨洪水警報などの気象に関する警報が発令された場合には、那須塩原市地域防災計画に基づく災害応急対策計画初動体制により、関係部課等が集まり、情報収集やパトロールなどを実施しております。

また、平成20年度にいわゆるゲリラ的な集中豪雨に対処するため、高速道路のアンダーパス部分や河川の洗い越など、冠水しやすい箇所のパトロールを行う体制を整えたところであります。

次に、ウェブカメラの導入についての研究検討に関するご提案であります。ウェブカメラは、必要な場所にカメラを設置することで、遠隔地の情報を瞬時に画像情報として得られるものであります。災害が発生するおそれのある箇所の情報の把握は重要でありますので、今後、ウェブカメラの導入について、研究検討してまいりたいと思っております。

次に、放課後児童クラブ民営化の検証と課題についてのご質問にお答えいたします。

平成21年度から、西那須野、塩原地区の児童クラブが公設民営となりました。

現時点での検証結果といたしましては、これまで長期休業中を除いて、平日のみの開設であった児童クラブで、土曜日の開設が実施されたことや、開設時間の延長が大きな効果であります。

さらに、自治会や学校、民生委員、児童委員や児童クラブの保護者などで組織する運営委員会が設置されたことにより、クラブと地域との結びつきが深まったことも効果であると考えております。

課題といたしましては、現時点では特段の不都合や利用者からの苦情などはいただいておりませんが、各運営主体の創意工夫による効率的な運営や、地域の実情、特色を踏まえたクラブ運営に期待をしたいと考えております。

また、来年度から児童クラブに関する業務を教育委員会に移管いたしますが、運営方針や実務については、従来のとおり変更はございません。

次に、地域医療体制の充実について、大田原赤十字病院の移転事業を契機とした本市の取り組みについての状況をお答えいたします。

これまで何度か議会でご説明をさせていただきましたが、大田原赤十字病院は、現在の場所から大田原市中田原に総工費約182億6,000万円で移転、新築を行い、22年7月着工、24年5月竣工の予定

となっております。

この移転、新築に伴い、第3次救急医療圏である県北9市町に16億円の財政支援要望があり、これを受けて移転、新築により、救急医療等の病院機能の充実が図られ、地域の第3次救急医療体制が拡充するものと考え、那須地区広域行政事務組合が3地区広域行政事務組合の取りまとめを行い、塩谷広域行政事務組合と南那須地区広域行政事務組合で1億円、那須地区広域行政事務組合で15億円の支援を行うことで決まりました。

昨年末の那須地区広域行政事務組合の財政負担調整会議で協議を行い、15億円の負担割合を18年度から20年度の全患者数割とすることで合意し、平成22年1月19日に、那須地区広域行政事務組合正副管理者会議で正式に決定したところです。

本市の負担割合は37.778%の5億6,667万円となりますが、今回の21年度3月補正予算においては債務負担行為を設定し、建設最終年度の平成24年度に支出することとしております。

今後は、3月下旬に各首長と病院で、財政支援に関する協定を締結する予定となっております。

病院の完成後は、地域の中核医療機関として、2次、3次救急の進展に寄与されることを期待しております。

次に、農観商工連携事業についてお答えいたします。

経済不況が続く中、地域の農林水産業、観光業、商業、工業は極めて厳しい状況にあり、他地域との競争による生き残りを模索しております。

本市においても、民間主導における地域資源を活用した新商品開発などの取り組みが行われておりますが、「時代を拓く 新地域おこし」として、第1次産業から第3次産業までを組み合わせた新たな連携による産業の振興及び地域の活性化を求められております。

このため、市内の農林水産業、観光業、商業、工業を営む個人、企業、団体及び消費者団体、行政機関等が持つ地域資源及び経営資源を相互に連携し、有機的に結びつけることを目的とした（仮称）那須塩原市農観工商連携推進協議会をこの3月に設立いたします。

協議会の主な事業は、地場産品の地産地消拡大、地域ブランド化、付加価値のある新商品開発、販路開拓などの推進であり、これにより雇用や所得を確保し、産業の振興及び地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、の青木サッカー場の主な整備事業については、サッカーグラウンド4面を整備する計画であります。本年度は1面を整備しております。来年度も1面を整備する計画であります。維持管理が容易であること、ほぼ1年間休むことなく使用ができることや、市民ニーズなどを考慮しまして、人工芝で整備する予定です。

今後、これ以外につきましては、市総合計画後期基本計画の中で検討してまいります。

次に、市政運営方針については、教育行政施策も含め、市政全般についての施策運営の基本的な考え方をまとめたものでありまして、教育行政の運営方針だけを別枠で行うことは考えておりません。

次に、市長部局と教育行政、教育委員会との関係についてであります。現在、必要に応じ、地方自治法の規定に基づき、それぞれの権限に属する事務について、事務委託や補助執行の体制をとっているところです。また、庁議、部長会議等を通じて、連絡調整や情報の共有化を図りながら事務を執行しております。

平成20年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、スポーツ、文化に関する事務について、条例で定めることにより、市長

の管理、執行が可能となりましたが、現段階では考えておりません。

続きまして、総合計画後期計画策定に向けた市民アンケートについてであります。市政全般に対する市民の皆さんの意見や要望を的確に把握し、後期計画に反映させることを目的に、本年6月ごろを目途に実施を予定しているところであります。

内容としては、市内在住の18歳以上の男女1万人を対象に、各施設の満足度や重要度、さらには今後のまちづくりに向けた要望、提言などが設問の中心になると思っております。詳細については全庁的な調整を行いながら、これらを詰めていくこととなります。

次に、協働のまちづくりをとともに考える講演会についてであります。合併5周年記念事業の一環として、11月6日に黒磯文化会館で開催予定の記念式典に合わせて実施したいと考えております。市民の皆さんの協働に対する理解を深め、地域活動への積極的な参加を促進することをねらいとして、フリーアナウンサーであります堀尾正明氏を講師に予定しております。

なお、記念事業の記述の件であります。さきの相馬義一議員の会派代表質問でお答えいたしましたように、基本的に既存事業に冠を施して、記念事業に位置づけるということが今回の考えであります。その趣旨から特別な記述をしなかったもので、この講演会についても同様であり、他意はございません。

最後に、私のマニフェストも踏まえた中での重点施策であります。子ども医療費の現物給付の拡大などによる子育て支援の拡充や、農観工商の連携などによる地域産業の振興、そして景観条例の運用などによる良好な景観の保全、活用、さらには小中学校の耐震改修などによる教育施設の

充実等を重点施策として実施してまいりたいと考えております。

また、新庁舎建設に関してであります。基本的な考え方は、昨年12月定例会で関谷議員の会派代表質問にお答えしたとおり、合併時の約束事としてその実現に向け取り組んでいく考えであり、平成22年度は事務レベルでの調査研究を進めさせる予定であります。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をしてまいりたいと思います。

まず、環境基金に関してでありますけれども、原資についてはわかりました。

積み立ての額については、その算出についてはどのように取り組んでいくのか。有料化した手数料分の経費を差し引いた残りを全額積むなど、その辺をお示しいただきたいと思います。

あわせて、これらの事業に関しましては、運用規則あるいは要綱といったものが必要になってくるかと思えます。22年度に詳細設計をというご答弁がありましたけれども、どのようなイメージで具体的な事業に取り組んでいかれるのか。それをまずお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） それでは、2点ご質問がありましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、基金へ積み立てる額についてであります。22年度の新年度予算では3,000万円ということで積み立てさせていただくというふうに予算を提示しておりますので、よろしくご審議いただき

たいと思います。

なお、今後にありましては、事業内容が具体化する。そうすると当然経費がどのぐらいかかるというような見通しもついてきますので、そういう数字と見合わせながら積み立てるという形になると思います。

計算上、21年度のどの程度一般財源が浮いたのかという推計をすると1億3,000万ほどになるというふうに、まだ今月分の集計もありますけれども、推計いたしますとそのようになります。実態としましては、22年度はそのうちの3,000万だけ。そうするとあと1億円は一般財源ですからほかの事業、要するにいろいろな分野の事業に振り向けられたというふうに考えております。

今後にありましても、定額的な積み立てという発想ではなく、市民からの提案も含めて、採用する事業の内容によって、額は変動するものと考えられます。と申しますのは、積み立てて一定額まで至ってからつき合い始めるという考えではなく、もう新年度は具体事業ありませんけれども、早ければもしかすると補正予算もあり得るでしょうし、23年度から本格的になる。そういうような中で考えていきたいというふうに思っております。

続きまして、運用関係の規則なり要綱についてのご質問でございましたけれども、これにつきましても全体の事業に使う代表的な項目は、条例の中にとつてありますが、これでは実施する内容が一切明確ではありません。事業内容について明確になった段階で、それぞれ個別に要綱をつくる場合もあるでしょうし、住民提案制度をどうのこうのという事業が採択されて、それは委員会等つくて、まちづくりの基金でやっていたような運営方法があれば、そういう規則なりをつくるという、個々に要綱をつくっていくというふうにイメージしております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 了解しました。

実施に関しては基金の創設が本当に先行している形で、その辺についての詰めが若干もう少し基金を創設するというに当たっては、明確なイメージというものが必要ではないかなと、このようには思います。

また、積立額についても、変動するということでありますけれども、一応確認として一般財源が余ったと言いますか、削減できた部分の範囲内ということでもいいのか、これを再度確認いたしますのと、それからさきの全協で配られた資料の中にも、クリーンセンターの修繕引当金ということで、基金の一部を引当金としてということがございます。これについても、また基金からさらに引き当てていくということですから、ご説明をお願いしたいと思います。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

まず、具体的にお答えする前に、確かに基金を創設するに当たっては、もう少し詰めて出すというのが本来だと思っております。今回、まずはこういうもので取り組んでいくんだという旗印を上げたということで、具体的には市民の皆様の意見も少しは聞きながら、ごみ減量推進員の方たちとも会議を持つ機会がありますので、そういうところと議論しながらやっていきたいということで、ちょっと具体性がないということで、大変申しわけなく思っております。

さて、具体的にお答えいたしますが、まず基金の積立額につきましては、当然に一般財源を充当しなくて済んだ額以内ということになろうと思っております。もちろんそれ以上には、また別の施策があれば別ですけれども、基本的に我々の今のレ

ベルで考えているのはそれ以内というふうに考えてございます。

それから、2番目にありました基金で修繕費の充当の関係がありますけれども、基金を例えばイメージ的には最低3,000万ぐらいはいくのかなということで、22年度3,000万をお願いするわけなんですけれども、これを全部使いきれないということも当然想定されますし、無理やり使うものでももちろんありませんので、当然毎年使わなかった部分は翌年度へ残っていくという形になって、額がだんだんふえてくるということも想定されます。そのときに、その基金をどうするんだという話になりますが、今、包括委託で4年間分は額が確定しておりますけれども、その次の段階には現在の額では済まない、修繕費がかなりかかるといふふうに想定しておりまして、そのときに全体の予算を組むときに、あわてなくて済むように、一部資金を造成しておくという発想も必要なのではないかということで、幾ら必要だという計算はしていませんけれども、そういう発想でも使えるようにということで、事業のあて先を明示したということでもあります。よって、今後もどの程度毎年積んで、どの程度余るといのは、もう少し事業が具体化されてきて、その中で十分皆様にもご説明しながら、制度設計に入っていきたいというふうに思っております。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 了解いたしました。この件は結構です。

さらに、旧清掃センターの跡地利用計画、これに関しましては、かつて2回部長の方に質問させていただきました。平成20年度の折には、20年度中には策定すると、21年度にお尋ねした際には21年度中には策定するというふうにおっしゃっていたものが、ついに22年度こそ策定すると、こうい



うご答弁でありました。遅延が続いているわけですが、事情も十分理解はいたします。ただし今般の当初予算の中でも、特に旧西那須野センターでありますけれども、借地料として570万何がしという借地料が年額で発生しているわけでありまして、この辺も考えますと、やはり早期な解決というものが必要になるうかと思っておりますので、さらなるご努力をお願いし、については結構でございます。

次に、の雨量監視システム事業についてでありますけれども、こちらについても事業内容は了解いたしました。

また、ウェブカメラ導入へのご検討も前向きにというご答弁をいただきましたので結構でございます。ウェブカメラ、実際に国、県等でも導入している例が多々あるかと思っております。豪雨時、本当にリアルタイムでの確かな状況判断ができるわけでありまして、災害時の初動体制のご説明もいただきましたけれども、まさに適時適切なパトロール目視に向かえるという部分もあるうかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

また、本件の内容とは若干異なりますけれども、全国では観光地あるいは風光明媚な観光地等にもウェブカメラを設置して、今世界レベルでそうした取り組みがあり、非常にアクセス数も伸びている。そうしたことが実際に自分の足で訪れようというようなことで、観光行政にも有効なものと言えるかもしれません。ぜひ検討の中で、横断的な情報提供をしていただきながら、取り組んでいただければというふうに申し上げ、は結構でございます。

次に、の放課後児童クラブ関係でありますけれども、おおむね良好な検証結果ということでありました。

特に、地域とクラブのかかわりが深くなったと

いうようなご答弁がございましたので、その辺の検証方法、それから保護者への意向調査等、そうしたものが行われたのかどうかお答えいただきたいと思っております。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 平成21年4月から公設公営を公設民営にした児童クラブの検証をどのようにしたかということでございますが、まず、民営化に当たりまして西那須野地区、塩原地区、2つの地区とも運営委員会というものを組織いたしております。これには、先ほど答弁の中にも若干入っておりますが、地域の自治会長さん、それからコミュニティーの会長さんあるいは民生委員、児童委員さん、小学校長、公民館長、それからクラブの指導員の方、それから当然保護者の方という関係する方々に全部入っていただいて、運営委員会というのを開いております。

そのほかに、下部組織といたしまして企画運営部会というものがああります。これはどういった方で組織しているかということなんですが、保護者の代表の方、これは各クラブ3名ずつ出ている。それから、各クラブ1名で主任指導員の方が参加しております。そのほかに主任指導員会議というものもやっております。これは先ほど言いました各クラブ1名の方が参加する会議でございますが、そういったものを今年度、21年度におきましても開催を大分しておりまして、そこには市の職員が必ず参加をしておりますので、そういった中で保護者の方々あるいは地域の方々、それから指導員の方々の会議も先ほど言いましたようにありますので、そちらから今度児童生徒の反響と言いますが、そういったものをいただいているということでございます。その中で、特に困ったといった問題点と申しますか、そういったものはいただけないというのが実情でございます。

以上です。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 了解しました。ぜひ、今後保護者と言いますが、サービスを受ける方々の直接の声というようなことにも耳を傾けていくと、こうした姿勢をもって進めていただきたいというふうに思います。

それから、所管が教育委員会に移管するという点についてでありますけれども、民営化をされておりますので、窓口業務としての直接の混乱はないのかというふうには思いますが、まず教育委員会へ移した理由と、それから子ども課の設置理念というものの関係をご説明いただきたいというふうに思います。

それから、当初予算の中では、まだ移管がしてありませんので、民生費のほうでの予算計上となっていると思いますが、この辺の予算の取り扱い方という部分もあわせてお答えいただきたいと思っております。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 組織の見直しに係る問題ですので、私のほうから経過と言いますが、この辺をお話しさせていただきたいと思っております。

今回の組織機構の見直しは、全協のときにご説明申し上げましたが、平成20年の改変のフォローアップということで行ってまいりました。

その中で、子ども課につきましても、平成20年度に新設するときに、子ども課が扱う子どもの範囲とありますが、この辺がいろいろ課題になりまして、基本的に就学前それから就学後とこういうことで、福祉部門と教育部門に分けようじゃないかと、こういう議論があったわけなんですけど、先ほどお話にありましたように、ちょうど放課後児童クラブにつきましては、公設民営に移行途中とこういうことがありまして、若干課題として残っ

た。

今回、そういうことで公設民営の移行が完了したと、こういうことと、それから実際問題として対象となるのは小学生の子どもたちですので、対象者それから利用施設、この辺から考えても教育委員会のほうがいいんじゃないかと。

特に、現在、小学校の耐震改修工事等も進めておりますので、その辺との運営上の調整の問題等もありますので、その辺がスムーズにできるのではないかと、このような判断のもとに、今回フォローアップの中で、教育委員会へ移すという結論に至ったものであります。

次に、2点目の子ども課の理念と、こういうことなんですけれども、本来から言えば、確かに子ども子ども課新設のときにも申し上げましたが、子どもに関することを1つの課なり1つのフロアできると、こういうのが一番理想形であると、これは当然思っております。

ただ、現実問題として、なかなかネックになる部分がありまして、特に現場サイドになりますと、福祉部門と言いますが、そちらの児童手当の問題であるとか、それから乳幼児の健診等も含めまして、こちらが福祉部系との結びつきが当然強いと言いますが、またそれ以外のものは教育委員会でも十分できるわけなんですけれども、その辺の実務上の横の連携と、こういうのがありまして、実態としては大きな自治体ではどちらかと言うと市民福祉部に子ども課が置かれている。小さな自治体ですと一緒にやっているというところもありますし、教育委員会のほうに、先ほど申し上げました児童手当とか健診というのもそちらで持っている、こういうところもありますので、その辺が課題と言えば現実的な課題。

そういうことから、那須塩原市は特に今、庁舎も別になっているものですから、現時点ではちょ

っとやむを得ないのかなと。次のステップの段階で、なるべく、先ほど申し上げましたような形で、1つのところでなるべく処理というか、子どもに関することは処理できると、これが理想だとは思っております。

それから、予算の関係が最後にありましたけれども、これは今回のこのものに限ったことではないんですが、幾つか例外がありまして、これはあくまでも、先ほども市長部局と教育委員会との事務のやりとりの話が、事務補助の話であるとか、教育委員会のほうに事務を委託するという話がありましたけれども、そういうことで児童クラブそのものは福祉部門の厚生労働省所管ですので、予算を置きますが、これでも差し引きは電算上通常できますので、整理もできますので、支障はないと思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 了解しました。子ども課につきましても、そういうイメージといたしますが、目標は持っているということですので、私も同感なんです。せっかく子ども課設置したわけですから、でき得ればやはり子どものことというふうに思います。そして、やはり他市にも負けないような子ども課の機能というものを、本市においても求めていっていただきたいと、こういうふう思うわけあります。

ただし、今回教育委員会に児童クラブの件を移管するというに当たっては、かつてやはり質問の中で私も取り上げたことのある放課後子どもプラン等、これがやはり所管がまたぐということで、なかなか弊害があったのではないかとこのように思います。こうしたものをある意味一貫して考え得る好機かなというふうにも思いますので、これは要望にとどめておきたいと思っております。ご期

待を申し上げるところです。

それでは、次に の地域医療体制の充実ということで、大田原日赤病院の移転に関したことでありますけれども、この件に関しましては、ご説明で了解いたしました。当会派においては、かねてからこの件について何度か取り上げさせていただいてきたわけでありまして、いよいよ具体化、実施に向けてということではありますけれども、残念ながらこうした報告、説明というものが、行政をあずかる立場としては確定したものでなければ、なかなか説明段階に至れないという事情もあったかもしれませんけれども、どうも新聞報道が常に先行してしまったということについては、ちょっと遺憾な気がいたします。

されども、これは地域医療、救急医療にとっては非常に市民生活にとっては、より安心した生活ができるという点では、期待をすべき事業でありますので、今後も医療機関あるいは医師会等各団体とも十分な連携をとっていただいて、より進展する、充実した医療体制の構築に今後も取り組んでいただきたいということを申し上げて、も結構でございます。

それから、 の農観商工連携でありますけれども、先ほど敬清会、相馬議員のご質問の中でもお答えいただいておりますので、合併5周年記念事業ということでは了解しましたが、その中で、産業振興大会についての概要と、それから市ブランド品の認定事業ということで、さきの全協資料の中で配付されております。この2点について、お伺いしておきたいと思っております。

特に、ブランド品の認定をどのように行っていくのか、この辺についてお願いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 農観商工連携事業

の中の産業振興大会についてのお尋ねでございます。

この大会、予定しております日は11月10日ということで、黒磯文化会館で13時からということで予定はしております。

内容につきましては、まずブランド品の認定式というものを前段でやりまして、その後農観商工連携に関するパネルディスカッション的なものをやりまして、その後講演会というもので、その3部構成的な部分で産業振興大会を実施したいというふうに考えております。

次に、ブランド品の認定でございますけれども、今回立ち上げるのは那須塩原市農観商工連携、仮称でございますが、推進協議会ということで、3月18日に設立総会を予定しております。この日に立ち上げまして、これから協議会の中で検討していただくこととなりますけれども、先ほど申し上げました産業振興大会でブランド認定式を予定しているという関係もございまして、事業としましてはこのブランド認定の部分、協議会の下部組織であります幹事会等で認定品を認定するという作業がございます。

それとあわせて、ワークショップ的なものを設置しまして、その中で課題となっておりますこういったことが農観商工連携の事業として取り上げられるかといったものも、幹事会の下に設置しまして検討していくということでございまして、とりあえず3月18日にこういった協議会の設立を考えているといった状況でございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 了解しましたというか、まだ全然詳細がないということですので、これからということのようですので、11月に大会を開くわけでありまして、ブランド品の認定をしていく

イメージが、もう既に候補品があるとか、そういったものがあればと思うんですが、ちょっと時間的なものも若干心配な気もいたしますので、せっかく市のブランドとして認定していくものであれば、初年度でありますので、余りあわてて懐を広げすぎないというようなところも含めて、価値あるブランド品として、そのかわりブランド品として認定されたものは、全国、世界に発信していきえるような、そうした権威あるブランド品というものを目指していただきたいということだけは申し上げておきたいと思っております。

それでは、次に の青木サッカー場に関してであります。

今回、今年度の分は人工芝での整備ということで、了解をいたしました。

当会派で、先月行政視察をした折に、直接サッカー場ということではないんですが、芝に関する、後のランニングを含めたメンテナンス、維持管理というような部分も含めて、視察をした経緯もございまして、後に、当会派のメンバーから時をいただきまして、質問する機会もあろうかと思っておりますので、この件も結構でございます。

続きまして、 の市政運営方針と教育方針ということでございます。

これにつきましては、ご答弁の中で了解する部分ではあるんですけれども、戦後民主化の重要な柱の1つとして教育制度改革というものがあったかというふうに思います。教育が地方公共団体の固有事務として確立されて、教育政治的中立性、それから安定確保維持というものを目的に、昭和31年に関係法律が制定されまして、現在の教育制度が確立しているというふうなことだと思います。

しかしながら、戦後六十有余年がたちまして、こうした社会教育の概念というものも大きく変わってきているというふうに思います。地域の課題

でありますとか、協働の推進といったようなところから、教育委員会の枠を越えての総合的な取り組み、市長部局との連携というものが求められるようになってきているというのが現在であろうかというふうに思っております。

先ほど、敬清会の代表質問の折にも、市長が総論を述べられて、その後教育長が詳細な答弁をされていたと、こういう姿があったわけでありまして、私が今回申し上げている部分も、このようなイメージではないかというふうに思うわけです。政府の、よく四大演説と言われるものがありますように、内閣総理大臣が施政方針演説を、それから外務大臣が外交演説、財務大臣が財政演説、今は経済財政政策担当大臣ですか経済演説と、こういうような形があるわけでありまして、市においても教育という部分、特に今大きな転換期という中では、こうした年頭に当たっての教育長の教育方針演説というものが行われることによって、より発信力は強まるのではないのかなというふうに考えた次第であります。これについては、考えていないということでありましたので、このことだけは申し上げておきたいと思えます。

要は、市長部局と教育部局がしっかりと連携をとられておられれば、それでいいわけでありまして、先ほどのご答弁でそのシステムと言いますか、今取り組んでいる姿というものはいただいたわけではあります。市長部局が考えるまちづくり、ビジョンというものが、教育委員会の考える子どもたちの教育方針というものと両輪となって、未来を描き出していければ、それで結構なわけでありませう。

そうした中で、教育長にせっかくの機会ですので、この辺について一言だけいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 突然ですが、先ほど、市長の答弁にありましたように、市政の中でということですが、後ほどまた関連すると思うんですが、統廃合の問題、適正配置、適正規模の問題にもやはりそれが関連してくると思います。そういう中で、教育委員会の作成した方針と、それから市長部局のほうの、いわゆる市政の中でどのようにまちづくりに教育が貢献するかという関連性の中で、やはり議員の申されたような形で連携をしっかりと密にとりたいと、こんなふうな考えでやっていきたいと思えます。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） はい、結構でございます。本当に大変な転換期だと思いますので、残念ながら今回の市政方針の中で、余りにもこの件がさらりと書かれていたものですから、市長部局、市長としてここを余り深い形で述べることができないということであれば、教育長が述べるということではいかがかなという意味合いでございました。今後もぜひご検討いただければというふうに思います。この項も結構でございます。

それでは、の市民アンケートについてであります。

詳細につきましてはこれからということでありましたけれども、まちづくりの大きな要素と言える、つまり市民協働ということを図っていく上で、あるいは市民の意識、意向というものをはかっていく上で、アンケート調査は非常に有意義だとは思いますが、申し上げるまでもなく、設問の仕方次第で、恣意的なアンケート調査の結果を多少誘導できるということもあろうかと思えます。ですので、ぜひ大きな問題、この後にも触れていく問題も絡みますけれども、ぜひ真摯な姿勢で、そして本当に那須塩原の将来をえがけるような、その一助となる大切なアンケートだと、こういった

意識でアンケート調査を行っていただきたいと、このことだけ申し上げて、この件も結構でございます。

続きまして、 です。5周年記念事業ということで、記述しなかったこと等についても他意はないと、華美な事業ではなく、既存の事業を中心にやっていくんだということでありましたけれども、先ほど敬清会相馬議員のやりとりの中で、企画部長のほうから、合併というものを意識してもらいながら、一体感の醸成にも取り組んでいくんだというようなご答弁がありましたので、私もまたそのとおりだと思うんです。華美な事業をということではないんですが、やはりまだまだ合併をして、新しい市になって、市民感情の中にはさまざまな思いがまだまだあるわけでありまして、こうした節目というときを大いに活用していただいて、日常の平坦な中では、つい意識も若干薄れていくようなところを、こういう節目節目に改めて市当局としてエネルギーを発信して、打ち出していくということで、市民の皆さんにもよりそうした意識を持っていただきながら、一体感の醸成により取り組むということでは、こういう節目を十分に活用していただくという点では、PRをもっと発信してもよろしいんじゃないかと、このように思っております。この件も結構でございます。

続きまして、最後 に入るわけでありましてけれども、市長のマニフェスト関係につきましては了解しました。

それで、新庁舎建設問題については、さきの12月の代表質問で、市長のほうから合併時の約束事であり、後期計画の中に盛り込んでいくと、こういうご答弁をいただいていたわけでありまして。その折に、私のほうからも触れさせていただいた検討会議でありますとか、ワーキンググループ、プ

ロジェクトチーム、何でもいいんですけども、そうした検討過程があって、さらにそれが市民に対して、市民を巻き込んだ懇談会でありますとか、審議会でありますとか、タウンミーティングでありますとか、こういう過程を踏んで、合意形成を図って事業に進んでいくと、こういうものが必要じゃないかというふうに申し上げさせていただいたわけでありまして。

先ほどのご答弁では、事務レベルでの調査検討ということであったんですけども、この辺を後期計画の策定に盛り込むということは、それまでの中にどのような過程を踏んで後期計画に盛り込むのかと、この点についていま一度伺いたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 新庁舎の建設に向けての検討と、こういうことですけども、実は昨年12月で、市長のほうから関谷議員のほうにお答えした以降、市長から早速命を受けまして、先ほど市長がご答弁したように、事務レベルでも早速調査研究に入ると、こういうご指示をいただきまして、特に平成22年度から企画部が中心になると思いますが、庁内で進めてまいります。

その中で、今お話にありました市民の皆さんの声、当然議員の皆さんのお考えというのも聞いていくと、こういうことになると思いますが、それがいつの時点でというのはちょっと申し上げられませんけれども、そのような時機を、タイミングを見ながら、なるべく後期の中で載せていくことは間違いないと、市長申し上げておりますので、どの程度のレベルまでということまでちょっと申し上げられませんが、そのようなプロセスを経ながら、後期計画の中に盛り込んでいければと、どれだけ詰められるかというのはあれです

けれども、基本的な考え方なり、その辺はお話を  
させていただければなんと、こんなふうに思ってお  
ります。

以上です。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） そうですね、時間的な問  
題もありますので、どこまで詰められるかという  
ことはあるかと思えますけれども、絶対にこの  
事業も大変大きな事業でありますので、市の将来  
にかかわってくる問題だと思えますので、ぜひそ  
のプロセスだけはしっかりと踏んでいただくと、  
先ほどアンケート調査というようなところにも問  
うことも可能でしょうし、今からでも。ぜひ、市  
民の皆さんとの合意形成、市民全員をもって、総  
意をもって進んでいくような事業体系というもの  
を、ぜひ忘れずに進めていただきたいというふう  
に思います。

市政運営方針というものについては、やはり今  
年度、ひいては将来に向かって那須塩原がどう進  
んでいくのかということにおいて、非常に重要  
なものであります。その発信とそれからそれに対  
する説明と、それからそれを説得、合意を図って  
いくと、こうしたものが市政運営方針、市にとっ  
ての市政方針だというふうに思います。したがっ  
て、ぜひ今後も、魅力ある発信、そして責任ある  
説明、そして誠意ある説得と合意と、この姿勢で  
市政方針というものを取り扱っていただきたいと  
いうふうに思います。

以上で、第1項目めを終わりといたします。

議長（平山 英君） ここで10分間休憩いたしま  
す。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開  
きます。

19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） それでは、2番目の項目  
に入らせていただきます。

子ども手当の支給事務についてということでお  
伺いいたします。

民主党政権のマニフェストにおいて、目玉政策  
と言われる子ども手当に関する法案並びに予算審  
議が、今国会で行われていることと思われま  
す。先週、衆議院の予算は通過いたしておりますが、  
財源、制度、今後の方針等迷走が続いており、い  
まだ不明確さを含む事業ではあります。支給事  
務についての準備は、本市においても整うべき時  
期であることから、お伺いするものであります。

子ども手当支給事業の詳細及び支給事務につ  
いて、本市の準備状況を伺います。

本市における支給対象者数と支給総額及び児  
童手当支給対象者数をお伺いいたします。

申請対象者への周知方法及び事務経費等につ  
いて伺います。

本事業に際し、各種税、負担金、使用料等の  
未納者に対する特別な対応について、本市の方針  
をお伺いいたします。

以上、1回目の質問であります。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 2点目の子ども手当に関し  
ましてのご質問に、順次お答えいたします。

の事業の詳細及び本市の準備状況につきまし  
ては、先ほど敬清会相馬義一議員の代表質問にお  
答えしたとおり、平成22年度の子ども手当は、中  
学3年生までの子ども1人当たり月額1万3,000  
円を、本年4月分から支給するものです。ただし、

財源の関係から、児童手当制度を残した形で子ども手当制度となっております。

次に、支給事務の準備状況についてであります。予算面では3月補正予算に電算システムの改修経費を、平成22年度当初予算には年間の所要見込額を計上いたしました。

また、事務的には、国会審議の状況などの情報収集に努めながら、市内の受給対象者に漏れなく、円滑に支給できるよう、周知方法や認定スケジュールの調整を行っているところであります。

続きまして、本市における支給対象者数と支給総額についてであります。支給対象者数は1万7,474人、支給総額は22億7,162万円を、さらに児童手当2カ月分として1億6,896万5,000円を見込んでおります。

また、児童手当の支給対象者は1万2,535人の見込みです。

次に、申請対象者への周知方法につきましては、広報やホームページを活用して広く周知するとともに、対象者が漏れなく受給できるよう、手続等の案内を個別に通知したいと考えております。

また、事務経費につきましては、3月補正予算に電算システムの改修費用として1,010万円を計上したほか、平成22年度当初予算で申請用紙の印刷や通知の発送費用など874万6,000円を見込んでおります。

の税等の未納者に対する特別な対応につきましては、現在、審議中の法案では、子ども手当を担保にすることや、差し押さえができないことになっておりますので、税等の未納に充当することはできません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 先ほど、敬清会相馬議員

もお尋ねしておりますので、 に関しましては結構でございます。了解いたしました。

そこで、 の申請者に対する周知方法であります。広報、ホームページそれから個別の通知ということだということではありますが、子ども手当の支給人数が1万7,500人ぐらいですか、それから児童手当が1万2,500人ということで、約5,000人ぐらいが申請をしなければならぬ対象者になるかというふうに思うわけです。これらに対しまして、申請手続というものが、窓口それから郵送の受付ともオーケーであるのか、その辺の確認と、窓口の場合には支所も含めたところということ、そこをまずは確認をさせてください。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 児童手当を今受給している方は、手続等は特別には不要なんです。新たに中学生までになりますから、新たに受給対象者になる方、約5,000人弱でございますけれども、これは対象児童が5,000人弱ということで、世帯数としますと全体で約1万人、世帯主といいますと1万人ぐらいになるんじゃないか。今、児童手当が8,000人ぐらいですから、2,000人ぐらいふえるということになります。その方々に対しましても、郵送で個別に通知をいたしまして、今のところ、法案の審議の状況いかんにもよるわけですが、受付を4月に入ってから開始していきたいと、窓口です。会場の受付というものを4月下旬ぐらいからやっていきたいと、通知につきましては4月中旬ぐらいに発送ができればと思っておりますけれども、4月下旬ぐらいからそれぞれの支所も含めまして受付をやっていきたいというふうに考えているところです。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 了解いたしました。先ほど相馬議員も申されておりましたけれども、ぜひ



漏れのないように、新しい制度でありますので、親切、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

そして、 のところでありますけれども、未納者への対応ということで、当然、民主党政権の子ども手当設置の理念、目的というものから、差し押さえ等はできないということは理解はするわけでありまして、財源はいずれにしても税金でありますので、税の公平さというところからいけば、やはりそれなりの対応は施されてもよろしいのではないかと、こう思うわけでありまして。

また、子ども手当は所得換算はされていかないということですから、例えば生活保護等のボーダーラインの世帯等にとっては、妙なねじれ現象と言いますか、逆転現象と言いますか、そういったものも考えられるわけでありまして、この辺のご所見をひとつ、当然国の施策ですので、本市においてどうする、こうするということはできませんけれども、この辺のご所見をひとつ伺うことと、それから納税相談等あるいは保育料の未納の方々等に対しまして、相談業務の中で、こうした情報を収税課ともども共有しながら、お金の色がついているわけではありませぬので、こうした中にもそうした投げかけと言いますか、そうした対応はされてもよろしいんじゃないかというふうに思うんですが、いま一度伺いたいと思います。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） まず、子ども手当を担保にしたり差し押さえたりできないということで、法案の中にあるんですが、これにつきましては、新聞報道によりますと全国の各自治体の首長のほうから、今言われました保育料ですとかあるいは給食費ですとか、そういったものに充当させていただきたいという声は幾つか上がっているというのは、私も存じているわけですが、ただ、今の法案の中にはそういうことで、できな

いということになっております。新聞報道だけではなく、鳩山総理大臣におかれましては、その次ですか、23年度までに何らかの形で考えて、検討していきたいというような話があったというふうに聞いております。

子ども手当を、今の法案の中でいきますと、所得にカウントしないというのは、大ざっぱに言いますとそういうふうなイメージだと思います。今言われましたように、例えば生活保護世帯で、該当する子どもがいた場合に、子ども手当、22年度は月額1万3,000円でございますけれども、満額になりますと年額にすると約30万ぐらいになりますけれども、所得にカウントしないということになりますと、言われたように若干ねじれ現象的なものが生じる可能性はあるかと思っております。

ただ、これは扶養控除の関係ですとか、そういったところとの関係も出てくるかと思っておりますので、どこでどれぐらいの影響が出てくるのかというのはちょっと細かく見てみないとわかりませんが、そういった意味でのねじれ現象というのは生じる可能性はあるのではないかと考えております。

それから、子ども手当を支給するので、保育料あるいは給食費、あるいは税等の差し押さえ等はできないけれども、何らかの形でということですが、言いましたように差し押さえとか担保にはできませんので、通常どおり支給する。通常どおりの支給をして、その後通常どおりの滞納の方々に対しましての納税とか納付をお願いしていくというふうな手順になるかと思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 難しい問題ですので、これ以上は結構ではございますけれども、ぜひ公平感をもって、任意での、ご本人の意思次第という

ところにはなるかと思うんですが、親切的な、丁寧な思いをもってアプローチはかけていくというようなことを、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

子ども手当に関しましては、以上で終わりにしたいと思います。

それでは、最後3番目の項目になります。那須塩原市小中学校適正配置基本計画（素案）についてであります。

那須塩原市小中学校適正配置基本計画（素案）に関する地域説明会が、対象地域12カ所にわたり開催され、パブリックコメントも実施されましたが、市民からは少なからぬ意見等が示されております。将来を担う子どもたちにとって、学校教育環境の充実を第一義とすることはもとより、地域形成をも含めた議論への誠実な対応が求められることから伺います。

本市学校教育のビジョンを伺います。

また、適正配置計画との整合性も伺います。

教育行政と学校、地域コミュニティと学校、那須塩原市のまちづくりと学校の関係についての所見を伺います。

学校統廃合を実施するに当たり、本来の目的達成のために不可欠な要件を伺います。

また、同様に妥協を求めざるを得ない要件を伺います。

廃校となった場合の跡地利用については、本計画と平行して検討されるべきと思うが、所見を伺います。

また、跡地利用は、部局横断的な検討が求められると考えますが、対応をお伺いいたします。

学校教育に財政効率を求めるものではありませんけれども、本事業実施に際しての施設整備費、スクールバスの運行費等の試算と開示は必要だと考えますが、ご所見を伺います。

地域説明会、パブリックコメントを実施しての本事業への総括を伺います。

また、特に肯定的、否定的な案件（地域）についての所感をお伺いいたします。

機構改革に伴う学校整備推進室の詳細を伺います。

成案の策定、実施計画の策定には、より明確な教育ビジョンへの市民の理解及び計画に対する市民との合意形成に向けての誠実なる過程が必要と考えますが、今後の方針とスケジュールを伺うものであります。

以上が、1回目の質問であります。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 那須塩原市小中学校適正配置基本計画につきましては、先ほど、敬清会、相馬義一議員にお答えしたとおりであります。

現在、教育委員会において策定を進めておるところでありまして、詳細については教育長より答弁をいたします。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 引き続きまして、学校教育のビジョンについてでございますが、本市の教育行政の5つの基本方針の1つであります「豊かな心もち、たくましく生きる力をはぐくむ学校教育の充実」を受けて、本市の学校教育の方針として、人づくり教育を推進しておるところでございます。

人づくり教育とは、子どもたちが将来、自分の夢や希望を持ち、社会の一員としての責任を果しながら、自己実現を図っていけるように、小中連携を通し、義務教育の9年間で人格の基盤づくりをしていくことでもあります。

小中学校適正配置基本計画は、小規模校のメリットを十分に理解しながらも、これからの社会環

境等の変化に伴い、社会力の向上や豊かな心と感性の育成などを目的として策定するものでありますので、教育行政と適正配置基本計画は、十分整合しているものと考えているところでございます。

の子どもの健全育成を図るためには、子どもを核として学校、家庭、地域社会が一体となって、目標実現に努める必要があると考えており、そのために現在も学社連携融合事業に取り組んでおります。そういう意味では、教育行政、地域コミュニティ、学校が一体となって取り組む必要があると考えます。

那須塩原市のまちづくりと学校の関係につきましても、市総合計画のまちづくりの大綱の中で、学校教育の充実を基本施策の一つとして位置づけしており、その中で目指すべき方向として、人づくり教育の推進、学校施設、設備の整備等を挙げております。

の学校統廃合を実施するに当たり、本来の目的達成のために不可欠な要件とのご質問でございますが、 でお答えしましたように、本市の学校教育の方針としまして、「人づくり教育」を推進しております。その中で、社会力の育成、豊かな心の育成など、地域社会との連携、協力は不可欠なものとして認識しておりますが、これにより地域との信頼関係や地域の核を崩すというものではないと考えております。

学校統廃合は、児童生徒に視点を置き、次代を担う子どもたちの人づくり教育というものでありまして、妥協ではなく、地域の理解を求めていきたいと、こんなふうに考えております。

の跡地利用につきましては、地域によってさまざまな意見があるものと考えられますので、地域住民の意思を尊重し、十分に協議を進めてまいりたいと考えております。

の本事業実施に際しての施設整備費、スクー

ルバスの運行費用等の試算と開示についてのご質問でございますが、基本計画の素案としてお示したものであり、今後、成案としてから費用等を示していきたいと、こんなふうに考えております。

の地域説明会、パブリックコメントを実施しての本事業への総括でございますが、この基本計画は、素案として市民の皆様にお示ししており、地域説明会やパブリックコメントでいただいた多くのご意見やご提言等について集約を行っております。それらを踏まえて、現在詰めているところであります。

の学校整備推進室の詳細でございますが、学校規模の適正化計画と学校施設の安全対策としての学校耐震化工事の整備を図りながら、一体的に進めるためのものと考えております。

の今後の方針とスケジュールとのご質問ですが、現在、成案策定に向けて検討しているところであります。多くのご意見をいただいていることから、十分な時間をかけて検討する必要があると、こんなふうに考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、の学校教育のビジョンということがありますけれども、小中一貫校というモデルが今回示されているわけでありまして、小中一貫校に関して、小中連携事業に既に取り組んできた発展段階として小中一貫校の設置ということになりますけれども、これが本市に対して、小中一貫校としての将来のビジョンというものは、どのように描かれているのか、これをまず伺わせていただきたいと思っております。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 小中一貫校であります。

以前にも議会のところで説明したかと思いますが、今現在、本市では小中連携推進事業というふうなのも、中学校区10地区でそれぞれ小中連携を進めているところがございますが、さらに現実に今の教育課題、これは本市ばかりではありませんが、全国的に小4ギャップ、それから中1ギャップという教科指導の面、それから精神的、心理的な発達の面から、さまざまなギャップというのが課題に上がっているところがございますが、本市もそういう面で何点かそういう課題を抱えているところがあります。

例えば、中1の不登校の問題とか、小学校4年生からの学力の指導内容が大きくなって、そこで学習についていけないとかというギャップというふうなの生まれつつあります。

そういうものを解決する中で、今、小学校6年生、そして中学校3年生という小中をはっきり区分しておりますけれども、これを本市としては4・3・2というふうな、そういう分け方を考えながら、小中9年間という長いスパンの中で、一貫して小中がしっかりと教育方針を踏まえ、小学校を卒業して小学校の目標が終わった、中学校の目標が終わるというふうな形でなくて、小中の9年間の目標、そして最後の2年間でキャリアの準備を積ませ、卒業して社会に出すというふうな、そういう方向性を考えている、こういうふうなのが、今の私どもの小中一貫校の考えでございます。議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） お尋ねの仕方が若干悪かった部分もありますので、いま一度お伺いしますが、小中一貫校というものを市内全域的に、将来に向けてはすべて小中一貫校にしていくというような、そういうビジョンをお持ちなのか、そういう部分をお尋ねしたかったわけでございます。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 現在、そういう先ほどの小中一貫校の考え方からして、現在進めている小中連携をさらに進めていきますと、小中一貫のほうにつながるという形から、今の考え方の中では、全市において小中一貫というふうな形も考えをまとめて、検討していきたいと考えているところでございます。

小中一貫校に関しましては、その形態は同一校とか同一校舎内、同一敷地内、それから大小の小学校を抱えた形態とか、さまざまな形態が考えられますが、そういう中で、現在連携事業を進めている中で、それをさらにアップしていきたいと、こんなふうな考えもありますので、今後の検討課題でございます。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 了解しました。

次に、 のところで、学校と教育行政、コミュニティーあるいはまちづくりと、こうした視点からということでもったわけでありましてけれども、ここで適正配置計画に対して、市長部局側、企画になりますでしょうか、まちづくりの観点からの視点としては、どのような考えをお持ちなのかお尋ねしたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 学校の適正化配置計画とまちづくりの関連と、こういうことなんですけれども、先ほど、相馬義一議員の会派代表質問にもありましたように、学校と地域の人々のつながりというのは、結構あると思うんです。特に、農村地域へ行きますと、学校を通した市民の皆さんのつながりがまちづくりにつながる、コミュニティー活動等にもつながると、そういうケースが多いんだと思うんです。

それが直接適正化配置計画とどういうと、な

かなかお答えは難しいんですけども、たまたま私の住んでいるところの話で恐縮なんですけれども、隣町なんですけど、実は三十数年前になるんですけども、私が出た中学校は隣の地域と統合してないわけなんですけれども、2つの中学校を統合するときに、地域でも大きな問題になりまして、それが新しい学校で、経過を踏みまして一つの中学校になった。この両地区は、いろいろな関係で、いい意味ではライバル関係にあったり、地域の中ではいろいろなことがあったんですけども、対抗意識もいろいろあったと感じております。

その中で、子どもたちがその後合併をしまして、私の子どもなんか、もう新しい中学校の卒業生になっているわけなんですけれども、その子どもたちは、以前の分かれていた学校はわかりませんから、自分たちが入った学校が一つのエリアだと、こういうことで、私なんかよりも隣のことを、同級生とか学校の友だちを通してよくわかるようになりまして、私たち親も、子どもたちを介して、先ほど学校を通しての人々のつながりと申し上げましたが、そういった機会もふえまして、今では違和感なく一つの大きな地域の中で、いろいろな話もできますし、何か一緒のことをやるということもやっています。

そういう意味では、この適正化配置計画で、いろいろ地域にとっては大きな課題でもあるし、いろいろ問題があるのは当然のことでしょうし、そういう中でも私どもの地域においては、もう今ではそういう統合というような昔の話をもうする人はいなくなりましたし、今となっては、こういうことも一つのメリットとして、地域づくりというか、そういう観点からも見ることができるのかなと、答弁にはならないので申しわけないんですけども、以上にさせていただきます。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 難しい質問であったと思いますが、了解でございます。

ただ、まちづくりという観点からも、学校という施設は教育施設だけではないということの認識は、共有はできているであろうというふうに考えております。

そこで、の統廃合にとって不可欠な要件あるいは妥協を求めざるを得ない要件ということでお尋ねしたわけでありましてけれども、不可欠な要件として地域社会との連携、協力というものが絶対不可欠であると、それから信頼関係、そうしたものを壊してはならないと、こういうようなご答弁をいただきました。全くそのとおりであろうかと思えます。

しかしながら、今般の12カ所に及ぶ地域説明会の中では、残念ながらその様子を、できる限り私たちも参加させていただいたわけでありまして、場所によっては不満や不安や、あるいは怒りやそれから無力感といったものも含めて感じておられる地域の方々、あるいは直接的に私ども議員が受けるご意見の中にも、そうした思いがあるということも、多分お感じになっておられると思えますが、そうした状況にもあるということですが、教育長の答弁の中に、不可欠だということには、やはり地域との信頼関係、連携というものは絶対に欠かせないと、こういうお言葉をいただきましたので、この点については後にあわせてお聞きしていきたいと思えます。ここは結構です。

そして、のところでありますけれども、跡地利用それから財政面的なものでありますけれども、この辺につきましても、これは部局横断で、市長部局の中で当然かかわっていかなくてはならないところになっていこうかと思えます。跡地利用も、すべてが社会教育、生涯学習の施設になる

とは限らないわけでありまして、福祉施設がもし  
れませんが、全く別なまちづくりの観点からの施  
設になるかもしれません。こうした可能性も考え  
たときには、やはり横断的に取り組むべき大変な  
事業であるわけでありまして、ここにかける職員  
の皆様方のエネルギー、労力というものは莫大な  
ものであろうということは想定されるわけですけ  
れども、それ以上に当事者となる地域の方々にと  
っても大変な事業であるということでもあります。

説明会の中でも、教育部局に携わる皆さんが本  
当に毎夜毎夜遅くまでご苦労されていたとは思  
うんですが、そこに市長部局の方は入っていない  
わけでありまして、ただし説明を受ける住民の方  
々にとっては、教育部も企画部も関係ないわけ  
であります。そうした中で、そうした取り組みとい  
うことも、成案になって実際に進んでいく中で、皆  
さんと考えながらやっていきますと、これでは  
ちょっと求めるべき姿勢としては、まだまだ足  
りないのかなという感じを持たざるを得ない部  
分があります。

したがって、現段階から既にそうした、財政  
的なことも実際に経費はかかっていくわけであ  
ります。施設整備は一過的なものかもしれませんが  
、スクールバス等を運行していくことになれば  
、経年的にずっとかかっていく、経常的なもの  
になっていくわけでありまして、この辺も含め  
て市民が満足するような、地域の方々が納得す  
るようなバスの運行等を例えば例にとって考え  
てみたときに、財政が財政的にだめよと、こう  
いうことではならないわけでありまして、その  
辺の根拠となるところも総合的に、やはり地域  
の方々に説明に臨むにあたっては必要ではな  
いかなと、こういうふうに感じているところ  
なわけです。改めて財政部には伺いませんが  
、そういうものだというふうに思います。

そして、 の総括を伺ったわけでありま  
すが、パブコメ等のさまざまな意見、それから  
説明会で得た意見等を今集約しているところ  
だということ、総括はされなかったわけであ  
りますけれども、現時点で教育長ご自身の感  
想でも結構です。一言お願いいたします。

議長（平山 英君） 教育長。

教育部長（松本睦男君） 総括ということ  
ですが、ほとんどやはり広報と事前に中間報  
告、それから学区審議会の最終答申という  
のが出て、話題にはなっているという感じ  
ではございましたけれども、詳細について  
の説明の中では、やはり戸惑いと驚きとあ  
ったということと同時に、今後やはりも  
っと慎重かつ精細な計画を立てていかな  
ければ、やはり地域住民と、先ほど申し  
た地域の信頼、教育の信頼というふうな  
点で、今後非常に不具合が出てくるの  
ではないかと、したがって今後やはり、  
先ほど申しましたように、時間を十分と  
つてというところはそんなところがあり  
ます。

以上です。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） ありがとうございます。  
住民の方々も安心するのではないかと  
思われる総括をいただきました。

そして、 のところの学校整備推進室  
ということでもありますけれども、耐震化  
事業と適正配置計画関係を一体的に取  
り扱っていくということでもありますけ  
れども、策定委員会との兼ね合い、あ  
るいは人員体制的にさらに増員して  
いくとか、そうしたものがもし詳細が  
あればお願いしたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（松本睦男君） 学校整備推進  
室の体制ということのご質問でありま  
すけれども、現在、

教育総務課3つの係がありまして、その中に施設係というのがございます。この施設係を今回のこの推進室に入れまして、施設係は当然なくなるわけですけれども、その中で一体的に進めていくということで、職員の状況については、私のほうからは何も申し上げられませんが、そういった一体的な体制の中で推進を図っていくと、こういうものでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 了解であります。

そして、今後のスケジュール、方針ということになるわけでありまして、ここで先ほどもちょっと申し上げましたが、当会派で2月に行政視察を行ってまいりました。学校の統廃合、いわゆる適正配置計画関連につきまして、2つの市を訪ねてまいりました。

1カ所は現在凍結をされているというところがあります。こちらの市では、本当に職員の皆さん熱心にこの事業に向けて検討を重ねられて、そしてかなり詳細な資料等もつくられておりました。我々がお尋ねしたところ、私たちは失敗事例ですので、お教えできることはないですよということであったんですけれども、反面教師じゃないんですが、そうした観点から私たちも伺ったんですが、丁寧にご説明をいただきました。

こちらの地域では、先ほど申し上げましたように、かなりの検討期間も置いて、この事業に取りかかってはいたんですが、説明会も実に1年間をかけて69カ所にわたって進めていました。しかも、PTAの方々それと地域の方々をわざわざ分けた説明会、これには親御さんの直接的な気持ちと、それから地域に根ざしてきた方々との思いに多少の乖離があるんじゃないかということ、それから長老の地元の皆様方が先に意見を発信してし

まうと、保護者の皆さんは逆に自分たちの思いを発信できないのではないかと、こうした配慮から、そうした説明会まで行ってきたわけなんです。一番の問題は、やはりこの計画ありきというような姿で進んできたことによって、地域から相当な反発を受ける形となったということで、そこに当時の市長が勇退をされることになり、新たな市長選挙が行われたわけでありまして、そこに政争の具としてこの事業を凍結すると、こういうマニフェストに従った市長が当選され、現在は凍結しているというところであります。

ただし、この新しい市長も、この事業を否定しているわけではなく、大まかな方向性としてはやはり、いわゆる教育環境の、子どもたちのためということにおいては大切であるということではありますけれども、合意なき統廃合は行わないということで、今は教育環境の懇談会、教育環境整備のための懇談会という形で、丁寧に地域に下りていって、新たに冷却期間を置きながら一步一步進めていこうと、このような取り組みでありました。

もう一つの市は、こちらは非常にうまくいっている例でありますので実名を挙げますと広島県三原市でありました。我々会派の視察ではありましたが、教育長みずからが冒頭説明に立っていただきまして、非常に明確な教育ビジョンというものを掲げられて、熱い思いで我々に説明をくださいました。

ここは、幾つかのポイントがあると思うんですが、大前提は合意なき統廃合は絶対にしませんということから入っているわけなんです。そして、教育長みずからがすべての地域において、この教育ビジョン、三原の教育ビジョンというものをしっかりと説明する。子どもたちの将来のために、子どもたちをこういう教育環境のもとで育ててい

きますということをしっかりと訴えていくわけです。そうしますと、まず住民の方々は合意なき統廃合は起こらないという、まず安心感のもとにテーブルに座っておりますので、教育長の教育理念というものをしっかりと理解をすることができるということでもあります。

そして、ここでいう審議会の答申等の中では、具体的な学校の統廃合の構図というようなものは示しません。ただ、このエリア、中学校を拠点とした小学校区というものをしっかりと分割する中で、こういうプランでどうでしょうかという中で、この学校をここへ統合するとかという、こういうイメージではなくて、このエリアで集約していくのが私が目指す教育理念に非常にベターな形だというようなことを示しますと、地域の方々が、じゃあこのエリアでどういうふうにやったら、どここの学校へ集約していったらとか、そういったことをみずからが考えてくださるということで、1カ所を除いたほとんどの地域で、非常に前向きに、地元でそうした協議がなされていくということでありまして、進捗状況としましては、本市と同じような形なんですけれども、非常にうまくいっているということでもあります。

から まで伺ってくる中で、本市の教育ビジョンというものもしっかりしています。本当に説得できる、納得できるものであろうというふうに思います。ましてや、地域との信頼関係、協力というものは不可欠であると、こういうご認識もお持ちでありますので、必ずやそうした姿勢で臨んでいけば、すばらしい教育環境の整備というものは可能であろうというふうに思うわけです。

したがって、最後にお尋ねをするわけですが、先ほど敬清会、相馬議員にもお答えになっていた部分を、さらに細分化して確認させていただきま

まず、第一にこの素案を見直していくという中で、第1番目には三原市のように、合意なき統廃合は行わないということを確認させてください。

それからもう一つには、この素案に示されていた、素案を成案としていくスケジュール、これは説明会の様子を聞いていて、議会でこの3月で成案にすると、こうした縛りが非常に苦しい説明会になっていたというふうに考えております。これは時間をかけるということではありますが、成案のスケジュールも見直すということ。

それから、この素案に示されていた実施年度、これについても一たん白紙にして、丁寧な説明を地元の方々と協議しながら進めていくと、この3点を改めて教育長、確認させてください。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） お答えします。

先ほど、那須塩原市のまちづくりと学校の関係についてということがありまして、本市でも市の総合計画前期、後期という形の中で、教育現場のほう、教育環境のほうはまだ整備されていないところから学区審議会にかかって、そして教育の環境をということになったわけでありまして、このまちづくりと学校の関係ということは、そんなところにも結びついてくるわけでございます。

そういう中で、実際の素案の説明会を終わったわけでございますけれども、まず、基本としましては、私のほうでは学校の教育というのは、地域連携、地域の教育力と、こういうふうなものが叫ばれて久しい中、やはり地域との合意というふうなものがなければ、教育は成り立たないというふうな考えでございますので、今後、そういう観点からこの素案を成案につなげていきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

それから、実施年度の検討、これは白紙という



よりは、やはり先ほど申しましたように、那須塩原市のまちづくり総合計画との関係からつくったことですが、やはり実際の素案を今度は成案につくっていく、今作業に入ったわけですが、十分な時間をかけてということから、初年度、一番最初の24年というところからもう多分そこに非常に無理がくるというふうなのは思っておりますので、やはり実施年度の検討も加えていきたいと、そういうふうなところがあります。

そんなところで、まずは信頼そして合意、それから実際の運行について、そういう面ではこれから今後十分検討していかなくてはならないと、こんなふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 了解しました。必ずや道は開けると思います。市民の目線ということを目指す栗川市政の基本方針でもありますし、市民との協働ということをやうたう本市のまちづくりの基本理念でもあります。人づくり教育という豊かな心を持つ子どもたちを育てていくという教育ビジョン、この実現に地域一体となって鋭意取り組んでいっていただきたいと、こういうふうに思います。

質問は以上となりますが、最後に、この3月をもって退職をされる職員の皆様方、34名おられるというふうに伺っております。この議場におられる職員の方を初め、全職員の皆様方に、合併という激動の社会変革の中、本市の将来の礎としてご尽力いただきましたことに、会派一同心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。今後の人生、皆様方が幸多きことと、そしてまた今後の那須塩原市、まちづくり発展のために、これからもご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。質問のすべてを終わらせていただきます。

議長（平山 英君） 以上で、那須塩原21の会派代表質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時08分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉 成 伸 一 君

議長（平山 英君） 次に、公明クラブ、27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 公明クラブ、吉成伸一です。会派代表質問を行います。

初めに、平成22年度市政運営方針について、これらについては相馬議員そして関谷議員のほうでも質問されていますので、多少重なる部分はあると思いますが、よろしくお願ひいたします。

国の平成22年度予算は1兆7,465億円に上る子ども手当のほか、高校の実質無償化、農業者戸別所得補償など、民主党マニフェストを実現するため拡大を余儀なくされ、一般会計で総額92兆2,992億円と、当初ベースで過去最大となりました。この件に関しましては、既に衆議院を通過しております。

世界経済危機に伴う景気の悪化で、税収が平成21年度当初比8兆7,070億円も激減する中、予算拡大のため、新規国債発行額は過去最大の44兆3,030億円に膨らみました。

一方、事業仕分けによる歳出削減額は1兆円にとどまりました。無駄遣いの見直しで財源は必ず

確保できるとしていた鳩山政権の見通しは甘かったと言わざるを得ません。

さて、本市の22年度の市税の中の市民税の見込額は、前年度当初比で14.7%減の60億8,042万2,000円であり、大変厳しい税収となりました。以下についてお伺いいたします。

平成22年度の事務事業のキーワードは、「市民生活の優先度」としています。その理由と、最も優先される事業は何かお伺いいたします。

各自治体は自主財源の確保に力を入れていますが。本市の考えを伺います。

主要事業について、総合計画の7つの政策体系から以下についてお伺いいたします。

産業廃棄物処理施設の立地を規制する新たな取り組みの考えはあるかお伺いいたします。

待機児童解消を図る施策として、認可保育園の建設費が予算化されているが、待機児童ゼロはこれで達成できるかお伺いいたします。

また、あわせて家庭で子育てをしている方々への補助制度の導入は考えられるかお伺いいたします。

中高年の生きがい対策を含めた農業支援制度の詳しい内容と効果をお伺いいたします。

産業全体の活性化を目指し、新たに組織される農観商工連携事業の具体的な取り組みをお伺いいたします。

平成21年度事務事業評価の結果を受けて、新年度予算に反映された点をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 公明クラブ、27番、吉成伸一議員の会派代表質問にお答えいたします。

平成22年度市政運営方針についてのお尋ねがご

ざいしますので、順次お答えいたします。

まず、平成22年度事務事業推進のキーワードを「市民生活の優先度」とした理由と最も優先される事業は何かとのご質問にお答えいたします。

厳しい経済状況により、大きく税収の落ち込む中で、この地域が元気と活力を維持、拡大できるような施策がまず必要であると考えております。このようなことから、教育、環境、医療、福祉、介護などの市民の生活に欠かせない事業や市民の安全安心のための消防、防災事業及び市内事業所の受注機会の拡大に配慮した小規模な工事、施設管轄などが優先される事業と考えております。

次に、自主財源の確保の考え方についてお答えいたします。

自主財源の柱である市税等の収納率の向上の努力はもちろんのこと、市の財産である未利用地については、売却処分を基本とした活用を進めることなど、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、主要事業についても政策体系ごとにお尋ねがありますので、からまで順次お答えいたします。

まず、産業廃棄物処理施設の立地を規制する新たな取り組みの考えはあるかとの点についてお答えいたします。

産業廃棄物処理施設の立地に関する問題の抜本的な解決策は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正であると考えており、これまでも環境省に対して法改正の要望の提出を行ってまいりました。

また、過日3月4日には、私自身が環境省に出向き、那須塩原市における平地林の保全と里地・里山保全施策に関する要望書を直接環境大臣に手渡してまいりました。

要望の趣旨は、本市の誇れる財産である平地林

の保全と活用についての施策を、国家戦略として確立することによりまして、平地林が守られ、その結果として産業廃棄物処理施設の過度な集中立地を防ぐことにつながることを考えて要望を行ったものです。

一方、本市独自の産業廃棄物処理施設の立地規制に関する方策について、福島大学の調査研究委託の中で、土地利用の観点から、高林地区を対象に地域住民と意見交換を行うなど、現在検討を行っているところです。

また、産業廃棄物処理施設の問題解決のためには、地域住民の意識や意向を尊重しつつ、関係団体との連携を図っており、今後もこうした取り組みを継続してまいります。

次に、の待機児童ゼロは達成できるのかとの質問に対してお答えいたします。

保育園の待機児童解消のため、21年度は定員80人のコメット保育園の建設補助を行い、22年度の当初予算では、西那須野地区に定員60名の民間認可保育園の建設補助を予定しております。

また、22年度から塩原保育園の定員が5名増加する予定になっております。

これにより、合わせて145人の定員増となり、現在の定員1,845人から23年4月には1,990人となります。

雇用情勢の変化という側面もありますので、待機児童ゼロが達成されるかどうかは断言できませんが、今後とも待機児童解消に向けて努力をしてまいります。

また、家庭で子育てしている方々への補助制度の導入についてであります。現在、一時保育や子育てサロンなどの子育て支援を行っているほか、現在策定を進めております次世代育成支援対策行動計画後期計画において、ファミリーサポートセンターの設立を目指すなど、さらなる子育ての支

援の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、金銭的な援助につきましては、考えておりません。

中高年の生きがい対策を絡めた農作業支援制度の内容と効果についてお答えいたします。

現在、農村においては担い手の高齢化や後継者不足が進んでおり、農家は今後も農業を続けられるか、営農への不安を抱えております。

その一方で、会社勤めを終えて定年退職した人は、健康志向や土への回帰志向が高まっており、そのような状況を踏まえ、主に中高年の方々に野菜づくりを勉強していただき、その人材を活用して農業労働力不足を補う仕組みづくりを推進してまいりたいと考えております。

具体的には、今後設立予定の(仮称)シルバーファーマーバンクに農業研修した人を登録し、その人材を農作業の支援希望する農家に派遣するものです。

この仕組みづくりを推進することで、今後も農業生産を維持し、農村の荒廃防止、耕作放棄地の解消を図り、地域の活性化、食料自給率の向上に効果があるものと考えております。

の農観商工連携事業の具体的な取り組みについてお答えいたします。

(仮称)那須塩原市農観商工連携推進協議会を設立して、農観商工連携による地域産業の活性化を目指すことは、さきの会派代表質問で関谷暢之議員にお答えしたとおりであります。

具体的な取り組みとしては、まず、協議会の構成は1次産業では農林業、酪農団体、第2次産業では加工製造業から、第3次産業では販売やサービスなどの商業、観光業のほか、消費者団体、行政、研究機関などで組織する予定であります。

また、協議会のもとには、事業の執行機関としてそれぞれの団体の現場代表者で構成する幹事会

を置き、さらに必要に応じて事業執行補助機関としての委員会、専門的調査検討機関としてワークショップを設置し、相互連携しながら事業に取り組んでまいります。

予定では、本年11月に合併5周年記念事業として、農観商工連携による産業振興大会を計画しており、那須塩原ブランドの認定式や講演会を考えております。

このようなことから、平成22年度当初には、ブランド認定の委員会を設置し、地域ブランド化に取り組んでいくほか、地産地消の推進では有機、低農薬野菜作りのワークショップを設置し、調査検討を進めていく考えであります。

の事務事業評価結果の新年度予算への反映についてお答えいたします。

新年度予算の編成に当たっては、平成22年度当初予算編成方針の中で、留意点として事務事業評価等を通じた事業の検証、見直しを指示しており、各部署において評価結果に基づく事業の再検討や予算要求への反映を行っております。

評価において全市的な取り組みを進めるとされた街中サロン事業や、増員が必要とされた交通指導員設置事業については、所定の予算を確保するとともに、継続的な事業推進を図ることとなった市道新南下中野線を初めとする市道整備については、総額で前年度と同額程度の予算を計上しているところです。

しかしながら、各事務事業の予算は社会情勢や国の施策、これまでの実績や事業の進捗などの要因を加味して編成します。また、評価結果に基づく個々の事業内容の改善が、予算にはあらわれない場合もありますので、結果的に評価がどのように予算に反映されたか、一概にお示しするのは困難なところであります。

今後も効率的、効果的な財政運営につながるよ

う、評価結果の活用や予算への反映方法について、引き続き改善を重ねていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、市政運営方針、必ずそのキーワードということで、毎年キーワードが挙げられるわけです。平成18年、合併後ということで見いきますと、平成18年度が市民の満足度を高めるためのキーワードとして「安心安全」というキーワードでした。今度は平成19年になりますが「着実な前進」、20年度については「選択と集中」、今年度については「重点化と効率化」、そして22年度が「市民生活の優先度」。

このような変遷を過ぎて、キャッチフレーズじゃないですね、キーワードが掲げられているわけですが、このキーワードを決める際には、どのような形で実際に決めているのでしょうか。先ほど、キャッチフレーズという言葉を使ってしまったが、当然、一般会計でも400億近い財政ですから、キャッチフレーズではないですね。キーワードですから本当に市民生活に根ざしたものの考え方で、このようなキーワードが生まれてきたんだと思うんです。その点についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） キーワードについてのお尋ねですので、お答えしたいと思いますけれども、キーワードをつくる上においては、やはり那須塩原市が今どういう経済情勢にあるのかとか、地域の中で那須塩原市がどういうふうなことを求めてやっていかなければならないかということが、まず初めにあると思いますし、そのために財政運営をしていくためにどういうことを選択してい

なければならぬということが、まずキーワードをつくる上での考え方だというふうに思っております。

具体的に、庁内でキーワードを募集するとか、そういったことはやっておりませんが、私がたまたま財政課長のときには、国、県の状況、それから市の状況を課の中で話し合いをしまして、どういう方針をつくるかということで、みんなに諮りまして、提案をしていただいて、その中から一番ぴったりのものを選んで、実施したというところもございます。今回については承知しておりませんが、基本的にはそういう考え方のもとに、予算編成の中心になるものですので、そういうことから設定をしていくというところがございます。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ただいま部長の説明で、そのような形だろうと思います。

先ほど市長答弁の中にもありましたけれども、今回の「市民生活の優先度」という中では、まずは地域が元気で活力を維持していくと、これは非常に大切なことだと思います。それから、加えてこれは以前から言われておりますけれども、安心安全なまちづくりということですね。そして、先ほど小規模事業者に対する工事の発注であったり、そういった部分というのが、本当に市民生活の優先度という言葉にあらわれているのかなと、ですから、今回に関して言うと、今までのキーワード以上に予算編成に当たっては非常にぴったりのキーワードだなと、そのような感想を持ちました。この点については了解です。

続きまして、自主財源の確保のほうに移ってまいります。

この点については、相馬議員の会派代表質問の中にもあったわけですが、やはり自主財源、

過去の自主財源の数値を見ますと、18年度が224億強、19年度が240億強になっています。そして20年度が240億強、そして今年度ということになります。234億強、そして今回が216億9,095万7,000円というような形で、本当に激減しているわけです。

その激減に対して、臨時財政対策費15億円を充てているという、そういった形にはなるんでしょうけれども、自主財源について自主財源自体は市税、それから分担金負担金、使用料手数料、財産収入、寄附金、それから繰り入れそして繰り越し、そして諸収入、これらが自主財源になるわけです。最も自主財源の中で多くを占めるのが市民税であり、それから固定資産税という、ここになるんだと思います。

それらについて、やはりこういう財政の厳しい折ですから、なかなかそこをアップさせていくというのは難しいんだという、当然答弁にはなるんだと思いますが、現実にはじゃあどういった努力をされてきたか、その点についてお聞かせください。

議長（平山 英君） 総務部長。  
総務部長（増田 徹君） 自主財源の確保につきましては、ただいま議員からお話がありましたように、22年度については219億程度でございまして、実際に56%が自主財源でそのほかは依存財源という形になります。

この56%のうちの約80%が、ただいま議員おっしゃいましたように市税ということになるかと思っております。市税170億あるわけですが、そのうちの60億が市民税でありまして、ざっくりとした形で言いますと固定資産税が約100億、その他の税が10億程度という形になるかと思っております。

これまでどういう形で自主財源確保をやってきたのかということで申し上げますと、第1回目のときに市長から答弁がありましたように、市有地

の売却であるとか、広報であるとか、そういったことをやってきておりますが、事実、今年度市有地の売却、入札を行いました、不調という形で売れなかった。新たな自主財源を確保するというのはかなり難しいというのは実感として感じているところでございます。当然、市民税は国の経済政策の中である程度上がった、下がってきたということがありますので、市民税の徴収については、国の経済対策に期待するほかないわけですが、そういう中で地価の下落はありますけれども、固定資産税はある程度安定した形で100億程度のところで推移しているというところでございますので、この固定資産税等を着実に自主財源にしていくために、税収等を上げていかなければならないというふうに考えているところでございます。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、今、自主財源の歳入に対する割合が56%という、要は自主財源の率という形になるんだと思うんですが、自治体の財政の硬直しているとかそういった部分で見ると、よく挙げられるのが公債費比率、そして財政力指数、こういった形のものが数値としてはよく言われるわけです。その中で、ただいま部長のほうからあった今回の自主財源比率56%というのは、どのような数字だと受けとめているんでしょうか。その点をお聞かせください。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 自主財源の比率を他市の状況と比較したということはありませんので、他市の状況は承知しておりませんが、少なくともこれまで言われてきたような三割自治であるとか、そういった自治ではありませんし、ある意味では自主財源、特に税収を確実に自主財源にしていくのであれば、財政的にはそういう意味で

は着実な進みができるのではないかとこのように思います。

ただ、自主財源が幾らあれば豊かな財政になるかとか、そういったことはないんだというふうに思っています。これからの財政というのは、幾ら入ってくるから幾らの事業をやるというような財政運営ではないのではないかとこのように思っています。那須塩原市が何をやりたいかということを決めて、そのためにはどういう財源でやっていくのかということを決めないと、幾ら入ってくるから幾らの事業をやれますということではなくて、財政というのはあくまでも市民サービスの量でございますので、市民サービスの量というのは、市民の皆様方が決めることでございますので、そういう形の財政運営ということに今後なっていくというふうに考えております。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 了解しました。

次に移らせていただきます。総合計画の7つの政策体系について、まず については産業廃棄物施設の立地の規制について、新たな取り組みはということで、今までも福島大学に依頼をして進めてきたという経緯があるわけですが、私が思うには、この運営方針の中にやっぱり掲げられるということは、当然継続事業であっても、やはり新たなものがそこに多少加味されたから、運営方針が上がってくるんじゃないかなと、そんな気もするんです。ただ、確かに難しい問題ですので、じゃあ簡単に解決策があるんだしたらとっくにやっているという話になってしまうとは思いますが、ここの運営方針に入れた意気込み、そういったものを部長のほうからお聞かせください。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

以前にも若干報告はさせていただきましたが、

研究の過程の中で、土地利用の方策という方向から進めることによって、もちろん地域の発展という意味も含めて、産廃を阻止できるんじゃないかという視点で、現地に、特に高林地区を自治会長によくお世話になりながら、チーム編成をまずしながら、しっかり方向性を探っていこうということで、現地に入っております。まだもちろんその中でどの程度住民がみずからの問題として、土地利用を考えていくという仕組みになっていくかは、まだ研究段階または手探りの段階でありますけれども、それらの方向性が見出された段階では、もう一つのステップといたしまして、庁舎の各部門と連携をとらなければできませんけれども、土地利用の計画等をしっかりまとめて、その手続条例的な発想も加味していくというような方向性に少しずつ進みつつあるのかなと、ただ、まだ研究の段階で、現場のほうでもまだ具体的に着手したわけではありませんので、確定ではありませんけれども、少なくとも今までよりは地域住民の中に、我々がかなり深く入って、その方策を探っているという意気込みを含めて、方針の中に入れてもいいんじゃないかというふうな流れで記載されたものと理解しております。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ただいまの部長の答弁の中にあった地域の理解というところが、本当にこれは、先ほどの学校の適正配置でも同じですけども、やはりとどのつまりは住んでいる地域の方々がどれだけ理解をし、またどれだけ郷土を愛するか、そういった心のあらわれが行動となって動いてきたりということだと思うんです。そういった形で、ぜひ力強い前進を願って、あわせて先ほど市長のほうから、第1回目の答弁の中で、小沢鋭仁環境大臣のほうに、那須塩原市における平

地林保全と里地・里山保全施設確立に関する要望書を提出したというお話があったわけですが、これは眞壁議員も一緒に行かれたということで、大変にご苦労さまでした。

下野新聞の記事によれば、小沢環境大臣は産廃の規制については検討を加えるようなお話があったということであったわけですが、そうであれば、廃掃法自体がかわってくれば、可能性としてやっぱり産廃を抑える効果が非常に高いんじゃないかと思うんですが、この新聞コメントと実際に市長の大臣に対する感覚、それについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 先ほど申し上げました3月4日の環境省へ出向いた折の話についてでございますけれども、当然私も、先ほど申し上げたことで要望書はそういう内容でございます。

しかし、これまでの経過につきましても加えて申し上げます。平成20年度に鴨下大臣に、要するに法改正をお願いしたいということでやっていますと、そういう中では、私どもの地域、大変砂利を埋める条件に、私は適していないと、砂礫地層で水の浸透性が非常に速いということになりますと、安定5品目といわれる品目ではございますけれども、安全な5品目じゃございませんと、要するに埋め立て量の95%がそのもので、ほかのものが5%含まれても埋め立てには差し支えないという法律になっているという意味では、私どもとしては大変懸念をしておるので、そういうものについても規制を加えていただきたいということは、前からも申し上げておりました。

さらに、そういう中で、私どもとしては、私どもの市に設置されております産廃処理施設でございますけれども、行政が把握しているだけで120

数件、さらに一般的に言われますものになりますと170から180設置されておる状況下であるという説明も加えてしてきております。

そういう中で、今国会で法律の改正が上げられておるというふう聞いておりますけれども、その中には廃掃法の改正はないというふう伺っておりますけれども、そういう話の中で、省令での対応という部分は考えられるか検討していきたいというようなニュアンスの話もされておりました。そういうことで、検討に値するというふう認識をしてくれたというふう思っておりますのでございますし、さらに今回要望した件につきましても、検討をしていただけるという話を伺ったところでございます。結果的にどういう形になるかということになりますと、まだまだ不明な点はございますけれども、考え方としてはこういう方向性を示されたという感じで、私は受けとめております。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ただいまの市長のお話から言えば、省令であっても規制の方向に進むのであれば、これは本当にありがたい話だと思います。大いに期待をしたいと思っております。この項については終わります。

次に、待機児童解消の項に移らせていただきます。

今回、4月にコメット保育園が開設し、また新年度予算では（仮称）こひつじ保育園、これも建設補助がなされると、それらの結果から定員数が大幅にアップするということになるんだと思うんですが、この4月での定員数、それから入園希望の子どもたち、これは今どんな数字になっているんでしょうか。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） この4月の認可保育園、公立、私立含めました定員が1,930人になる予定でございます。

この4月の申し込み状況ということでございますが、まだ現在ずっとやっている途中でございまして、まだ受付も順次来ているものですから、正確にどうこうということが、今のところ出ていないという状況でございます。ただ、昨年、21年4月のときの待機児童というのが31名だったものですから、それからすれば本当はクリアできるということになるはずなんですが、ただ今のご時勢で、入園希望というのが多いものですから、4月1日の段階でどうなるかというのは、ちょっと今のところまだ不確定ということでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 不確定ということですが、限りなくゼロに近いという理解で多分いいんじゃないかなという気はするんですが、そういった形ですね。了解です。

このところハード面での予算を組んできて、待機児童をゼロにしようという方向で進んできたわけですね。これは当然間違った施策ではもちろんないとは思いますが。

そこで、先ほどその次の実際に家庭で子育てを頑張ってもらってる方々に対しての補助制度を設けたらどうだと、それを金銭的に考えていませんという答弁があったわけです。次世代育成、次の計画、後期計画の中では、私も以前にも提案はしていますけれども、ファミリーサポートセンター等で対応していくというような、先ほど答弁もあったわけです。

ただ、思うんですが、保育園であったりそういった公立の施設を利用されている方々に対する公費を助成しているということになりますね。



そこにかかるお金と、それから実際に家庭で子育てを頑張ってもらってる方々が公費として受け取っているお金と、これは相当の差があるんだと思うんです。当然保育園ですから、7段階のそれぞれ保育料がありますので、それを一括して1人に幾らというのは、なかなか数字としては出ないんだと思うんですが、単純に考えても違いがそこで生まれるわけです。そうであれば、例えば介護を在宅でやっている方には紙おむつの支給があったり、それと同じような、そんなにお金をかけなくても気持ちをあらすという事は、私は十分可能じゃないかと思うんです。そういった考えについてはどのように受けとめますか。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 今、議員言われたように、保育園に預けている方からは保育料をいただいておりますが、じゃあ保育料で全部賄っているかと言いますと、決してそうではなくて、公費が相当入っているという状況でございますので、家庭で保育している方と保育園に預けている方で、そういった意味では差が出ているというのは事実だと思っております。

今、家庭で保育されている方に何がしかのという、ソフト面から金銭的な面までいろいろあるかと思うんですが、先ほど市長のほうから言いましたように、保護者等の方が冠婚葬祭ですとかあるいは病気等、急に家庭で保育ができないという方のために、一時保育というのを、今6カ所でやっております。そういったのも、平成17年度から見ますと、利用の状況だけ申しますと、延べでいきますが平成17年度は1,071人だったんですが、平成20年度ですと2,125人ということで、倍ぐらいになっているというような状況で、一時保育も浸透してきているのかなというふうには思っております。

あと、言われましたファミリーサポートセンターのほうも、立ち上げのほうを後期計画のほうに盛り込みまして、なるべく早い時期に立ち上げをしていきたいと思っております。

そのほかの、ごみ袋の支給は、保育園に預けていようがいまいが、今年度21年度から、正確に言いますと、2歳未満の子どもがいる家庭にごみ袋を支給しているということでございまして、保育園に預けているか預けていないかということとはかわりございませんけれども、そういった支援制度を行っているということで、ご理解をいただければと思っております。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ごみ袋については私も了解をしております。それもお年寄りの方、子ども、両方ですので、それはそれでいい施策だとは思っています。ただ、直接、やはり待機児童をゼロにするというこの部分で言うと、全部ハード面での、今後は整備計画の中では、当然ハードという部分では今年度までで、とりあえずは一たん打ち切りになるんだと思うんですけれども、先ほど部長も、今のこういう状況ですから、保育園に入りたいという方々はこれからもふえる可能性があるというような感じのお話がありましたけれども、多分今以上にふえてくるんだと思うんです。そういった中で、限られた予算の中で、ハード面ばかりの整備というのは不可能ですね。それを考えれば、やっぱりソフト面ということであれば、家庭で一生懸命子育てをやっている方々には、何がしかの手当をしてあげられないのかなと、私は思います。ですから、おむつなんかでもそんなに予算が膨らむようなものではないんだと思うんです。ぜひ、今後の中で検討を加えていただきたいと要望しておきたいと思っております。

それでは、次に移ります。

になりますが、農作業支援制度についてということで、先ほどお話をいただきました。この（仮称）シルバーファーマー制度、バンクというような言葉を先ほど市長のほうからありましたけれども、この制度に関して、本市の農業施策のどの辺までの位置づけとして、今後展開をしていくのでしょうか。今回はモデルということから、予算枠でいけば少ないですね。86万1,000円ということですので、これが果たして那須塩原市の農業施策でかなりのウエートを占めるような制度に、今後展開していくのかどうか、その点についてお考えをお聞かせください。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） シルバーファーマーバンク設立でございますけれども、経過につきましては、先ほど市長から答弁したとおりでございます。

那須塩原市の現在の農業者の状況を見ますと、農業委員会選挙人名簿で、主たる従業者という形になりますけれども、2,954世帯の中で平均年齢が63.1歳ということでございます。これは全国的にも農業者の高齢化が進んでいるという状況でございます。

こういった状況の中で、シルバーファーマーバンクというのを立ち上げようということでの、フォロー的な意味合いで、1月中旬から2月中旬にかけて、アンケート調査を実施しております。農業者は150 a以上の方ですので、1町5反以上農業をされている方ということで、市内には2,942戸あるんですが、この中の農業者2,000人を対象としております。

片や、58歳から60歳の一般市民、この方が手助けをするための人材という形で考えたわけですが、500人抽出しまして、アンケート調査を実施しております。

農業者につきましては1,317人ですから65.8%の回収、一般市民の部分では196人ということで39.2%、アンケート全体としましては1,513人の回答ということで60.5%の回答がありました。

こういった中で、設問の中で、5年後の農業経営をどうしたいかというような設問をしております。現在の規模を維持したいという方が68.2%で900人くらいおります。規模拡大を望む方が14.9%で198人、約200人で、現在の規模を維持したい、規模拡大を望んでいる方が1,100人ということで、アンケートをした中での回答された方の85%というのが現状としてあります。

片や、規模を縮小したいとか、農業をやめたいという方も200人前後おりました。

こういった中で、本市の基幹産業である農業をいかにして持続、発展という形はとれるかわかりませんが、持続させていくかという形になりますと、やはりこういった労働力が不足している部分を補っていく何らかの形が必要ではないかという考えのもとであります。

こういった中で、例えばそういった手伝いが欲しい場合に、雇用する人の農業技術というものを設問として聞いておりますけれども、こういった中で、農作業できれば技術は問わないという方もおります。220人ほどおります。一定技術を持っている方を望んでいる方も89人くらいおりました。

これは農業者に対するアンケートということで、片や一般市民の方にアンケートをとった中で、将来農業で収入を得る仕組みに参加しますかという設問をしております。こういった中では、68の方が参加するというような回答を得ております。

こういった状況から、今後、こういったシルバー世代に農業技術を身につけていただきまして、本市の農業を支えていただくというのは、今後の

施策としてずっと続けていく必要があるのではないかとこのような形で、今、考えております。県におきましては、農業大学校で新規参入ということで、新規に農業を始める方に対する研修は実施されておりますけれども、本市で今考えているようなものはもっと緩やかなもので、技術をもって農業の手助けができる、そういった制度を仕組みづくりとしてやっていきたい。将来にわたって、こういった人たち、バンクの人数がふえれば、それなりの労働力が確保できるのかなという考えでおります。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 団塊の世代の方々がどんどんふえてくるわけですから、そういった観点からいっても、本当に農業をやりたいんだという方がたくさんいることにこしたことはないと思うんです。

そうなってくると、やはり最終的には、発想はすばらしいんだと思うんです、この発想は。ただ、仕組みづくりだと思うんです。最終的にシルバー人材センターのように、ある農家に行って、最初のお話では野菜づくりを中心という話があったわけですが、仕組みづくりというのが非常に大切に、これはなってくるんだと思うんです。実際に、じゃあ現場に入れる、そういった方々が現場に入れるというのは、どの時期ぐらいに考えてらっしゃるのでしょうか。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） これからの仕組みづくりをモデル的にやっていく中で、こういった形で進めていくかという形になりますけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、予算的には86万1,000円ということで、この部分の内訳はほぼ指導者に対する賃金の部分と需用費、肥料から

農薬、テキストも含めた需用費的なもの、あと委託料的な部分も若干見ております。

具体的なイメージとしましては、大体50a程度あれば実践的な野菜づくりができる、5反歩ぐらいですね。そういった圃場を確保しまして、指導者はやはり県のそういった研究機関でOBの方とか、あるいは臨時的には農業振興事務所の職員でもそういった技術指導をしている方がおりますので、そういった方にお手伝いをいただきながら、週2回ぐらいに実践的な野菜づくりの勉強、さらに学制的な勉強、農薬、肥料、そういった勉強を1年ほどやっていただきまして、そういった技術が身についた段階で、バンクに登録していただくということを考えておりまして、今年度につきましては、まだ確実に圃場の手当てできておりません。これから講師とかカリキュラムの部分もありますので、できれば9月ぐらいにモデル的に、秋野菜を栽培してみたいというふうな構想で今考えているところです。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） すばらしい制度になることを、大いに期待いたします。結局、こういう制度自体が立ち上げました、で進んでいきました、でも現実にはなかなか結果が出ないというようなことが多々あるわけです。そういった面からいくと、この部分というのは、即労働力ですから、うまいやり方をすれば十分育っていくんだと私は思うんです。そういった部分で、ぜひ丁寧に進めていっていただきたいと、それを要望して、次の項に移ります。

続きましては、農観商工連携事業についてですが、これについては、相馬議員それから関谷議員の代表質問の中にも含まれておりましたので、ほぼ了解をいたしますが、1点、ブランド品の認定

事業というのが出てきていたわけです。実際には11月10日に認定したいということなんですけれども、これはどういうふうに認定をするのでしょうか。ちょっとイメージがよくわからないんです。認定というのはどういうことなのかというのを、お聞かせ願いたいと思います。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 関谷議員の質問の中でもお答えしましたように、大きくは協議会が立ち上がりまして、その下に幹事会、幹事会の中に委員会とかワークショップというお話をしました。

この委員会の中に、今後のこの組織の設立以降承認をいただく形になりますけれども、ブランド認定制度というものを、実施要項という形ですけれども、こういったもので進めていく形を協議していただく形になりますけれども、今、大まかに考えている認定基準ですけれども、まず、那須塩原ブランドとして認定する基準は次のとおりという形になりますけれども、まず必須要件としまして、それぞれの法律があります、食品衛生法とか商標法とかいろいろありますが、こういった法令は当然遵守した形のものになります。

認定基準になりますけれども、まず1点目は那須塩原らしさというものがあるかだと思います。この那須塩原らしさというのは、やはり本市の風土と歴史にはくまれた那須塩原ならではの魅力あるものというようなものが、やはりこの認定基準の運用の中では出てきている。そういったものが必要になるだろということでございます。

次に、独自性といえますか、他に類を見ない独自のもの。さらには信頼性ですね。品質を維持向上するための裏づけがあり、信頼性を確保できるもの。さらに安定性という形で組織的に対応するなど、継続して安定的に供給できるといったもの

を認定基準の中に設けまして、こういったものの中で選定していただくという方向で、今考えているというところでございます。

議長（平山 英君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時10分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ただいま、部長の説明を受けたわけでありますけれども、ぜひ今回このブランド品が認定され、それが全国に広まるような、有名になるような、那須塩原市をより有名にできるような、そういったブランド品が生まれることを期待して、次に移らせていただきます。

次は、として事務事業評価の結果から予算への反映ということで、先ほど市長のほうから答弁をいただいたわけでありますが、もちろんすべてが予算に反映されるということではないんだと、数字的に出ないものもあるというお話があったわけですが、実際に20年度の評価結果、事業対象が207あったわけです。

この中で、それぞれ項目があるわけですが、目的妥当性に見直しの余地があると評価された事業8件、それから有効性に関しては111件、効率性に関しては35件、そして公平性に関しては20件、それぞれあるわけです。そのほかに改革、改善の実施により期待される効果ということで、コスト削減を期待される事業が24件、そして成果の向上が期待される事業は130件と、このような形になっているわけです。

これらそれぞれ目的それから有効、効率、公平、こういったものの中で、どういうふうな判断を予算なんかで反映させる場合には、こういったところに一番力を入れて、力点を置いて判断をされているのか、その点を1点お聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） いろいろ今ありましたけれども、大きなところで、もちろん目的、妥当性というところは、これは事業そのもののあり方ですね、根本的なことになりますので、当然その辺は重点的に見ていくというか、そういうことになると思います。

ただ、そのほかの効率性であるとか公平性、いずれも重要な事項なものですから、特にということはないんですけれども、ただ、事業そのものをそれぞれ、先ほど市長のほうからもありましたように、それぞれの担当では、継続してやっている事業が多いですから、当然反省点というところは自分たちでも当然認識できることですので、その辺では十分にその辺を検証していただくと、それを意識的に徹底させていくと、この辺が重要なと思っています。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 20年度は207事業、今後は当然ふやしていくという考えだということは、以前にも伺っているわけですが、1次評価、2次評価そして3次評価、それぞれあるわけですが、1次が係で、次が課長、部長が入るといような形になるわけですね。これもやはりある程度経験がないと、かなり細かなというか、正しいというんでしょうか、そういった評価というのは、経験がないと当然できていけないだろうと、そうは思うんです。

ただ、それもやはり、結果としてこうなった、

こういう評価をしたからこういう結果になったと、そういうものがないと、単に評価だけしましたというんであれば、なかなか、せっかくこの事務事業評価システムというのを導入してきているわけですから、そこをやはり結果を求めていくんだという、そのスタンスだけはぜひとも今後も貫いていっていただきたいと思うんですが、この点、1点だけお願いします。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 私どもも一番課題として認識しているところはそこなんです。やはり、職員も結果としてあらわれてくれば、ある意味言葉は悪いですけども本気になるということもありますので、先ほど市長答弁にありましたように、連動させる、それによって結果をどう活用すると、この辺を今後とも引き続いて改善を重ねていくと、事務局としてはそう思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 評価事業もふえてきて、経験も増してくれば、より適正な評価ができてくると思います。大いに今後期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大きな2番のほうに移ってまいります。

2、景気低迷による地方税滞納対策について伺いたいと思います。

総務省は、2月6日、地方税の累進滞納額が2008年度決算ベースで前年度比3.6%増の2兆473億円に上ることを明らかにしました。

また、厚生労働省が2月2日に公表した国民健康保険の2008年度保険料・税納付率は、全国平均で88.35%となり、初めて90%を割り込みました。1961年に国民皆保険となって以来、最低となったとしています。

また、新政権は子ども手当導入を機に、税制改正で住民税も15歳以下の扶養家族にかかる扶養控除（33万円）を廃止しました。

また、16歳から22歳が対象の特定扶養控除は、高校無償化の恩恵を受ける16歳から18歳に限って上乗せ分12万円を適用するとしており、それに伴い、住民税や国民健康保険料・税の負担増は避けられません。以下について伺います。

本市の住民税、国民健康保険税の滞納の実態について伺います。

未納金対策は、住民負担の公平性を確保するために、全庁的課題として取り組むべきです。集中的な組織体制が望まれますが、対応を伺います。

扶養控除の廃止に伴う影響額、それは住民の負担増につながります。その認識と対応について伺います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 2の景気低迷による地方税滞納対策についてお答えをいたします。

本市の住民税、国民健康保険税の滞納の実態についてお答えをいたします。

個人市民税の平成22年1月末における現年度課税分の収納率は75.54%で、前年度対比で0.15ポイントの減、収入未済額は14億2,603万円となっております。滞納繰越分の収納率は14.83%で、前年度同月比では0.1ポイントの減で、収入未済額は6億294万円となっております。

また、国民健康保険税の平成22年1月末における現年度課税分の収納率は63.43%、前年度同月比では0.75ポイントの増、収入未済額は16億144万円、滞納繰越分の収納率は12.98%で、前年度同月比では0.65ポイントの減、収入未済額は22億8,894万円となっております。

次に、の未収金対策として、集中的な組織体

制の必要性についてお答えいたします。

対策としては、新たな滞納者をつくらないことが重要ですので、現年度課税分を優先に滞納整理を進めております。

具体的には、関係課連携のもと、現年度滞納者を中心とした電話催告及び臨戸訪問に伴う納税相談を徹底しております。

あわせて所要の財産調査を行った結果、納付に至らない滞納者については、滞納処分による債権保全を図るなどで、滞納額の縮減に努めております。

また、栃木県との共同による催告書の発行を初めとして、事業所を訪問の上、納付指導も行っております。

なお、栃木県に設置されている地方税徴収特別対策室及び特別徴収指導担当に市職員を派遣して、困難な案件に対応いたしております。

今後につきましても、このような体制で対応してまいりたいと考えております。

の扶養控除廃止に伴う影響額、その認識と対応についてお答えいたします。

平成22年度の税制改正において、16歳未満の扶養控除が廃止され、16歳から19歳未満の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ分が廃止される地方税法等の一部を改正する法律案が、今国会に提出されております。改正されますと、個人市民税は平成24年度分から、所得税は平成23年分から適用されます。

市民税への影響額につきましては、現在、年齢別扶養控除対象者の把握が困難なため、試算をしておりますが、今後も国の動向を見ながら適切に対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、何点が再質問

いたします。

については、実際には24年、23年ということですので、今現在のどのぐらいの額になるかわからないということですので、この点は了解いたしました。

今回は、合わせて、主に滞納対策ということでお伺いしたいと思うんですが、本市においては、収納をとにかく進めましょうということで、平成16年から収税課の中に班を編成して取り組んできたと思うんです。それらについての成果、これについてまずお聞かせください。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 班体制ということでございますけれども、現在、22名の職員に対して、収納係が5名で、そのほか1班から4班までそれぞれ4人ずつ班編成をして行っているところでございます。

基本的には、まずは、収納係は別ですけれども、大口のものに直接班が滞納の対策をするということとあわせて、小口の現年度のものについても、班の者が4人がそれに当たる。そのほか、100万以上のものについても、またそれぞれの班で行うということでありまして、その収納の結果ということで、班をしたから収納が上がったとか、そういったことの集計はしておりませんが、滞納についての、どういことをやれば収納率が上がるかということの王道はないというふうに思っております。地道に、先ほども市長のほうから言いましたように、現年度の新たな滞納者をつくらないということやっていくしかないのではないかというふうに考えております。

それと、収納率が前年度に比べて1ポイント上がった、下がったというようなことではなく、私のほうでは、収納担当といつも話しているのは、収納率が上がる、下がるということではなくて、

公平性がなくなる、納めている人もいる、納めない人もいる、こういう公平性が失われていくことが、やはり収納率が上がっていかない、そういった原因になるのではないかなというように、まずはそういった公平性を確保する、そういった体制をとっていかうじゃないかなという話を現在しているところでございます。

具体的には、22年から今までの班体制を新たに、今まで言ってきたように、現年度を中心に徴収していくということに考えておりますので、すべて今までの大口であるとか、小口であるとか、そういった班ではなく、地域担当という形で黒磯地区2班、塩原地区1班、西那須野地区1班というような形で、現年度を中心に班編成をしてやっていきたいというふうに考えております。

それと同時に、やはり目標というのを、年度年度ということで置くのではなくて、例えば5年間の計画の中でどういうふうにやっていこうか、3年の計画でどういうふうにやっていこうかというような計画をつくって、収納体制を整えていこうというのが、22年から新たな形の中でやっていきたいというふうに考えているところでございます。議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ただいま部長から答弁をいただいて、先ほど市長のほうから、とにかく対策としては、現年度をしっかりと対応していくと、その結果として、今回22年から体制を変えると。地域に張りついた滞納対策をしていくというお話でした。ぜひ、これ期待をさせていただきたいと思えます。

それから、最後に部長のほうからお話があった、やはり目標というものを明確に持つ、それが3年スパンなのか、5年スパンなのかというのは、今後考えていくんでしょうけれども、これは本当に大切なことだと思うんです。ぜひ、期待をいたし

ますので、進めていただければと思います。

あと、これは人的なものじゃなくて、那須塩原市コンビニエンスストアでの、市県民税であったり固定資産税であったり、それから初めは軽自動車税がスタートだったわけですがけれども、現在はそのほかに国民健康保険税等の納付ができるようになってきているわけです。これらのコンビニエンスストアでの納付の実態としては、どのような数値の変遷がしているのか、お聞かせ願えればと思います。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 平成20年度のコンビニの収納の状況ということでお知らせしたいと思いますけれども、市県民税については、件数で1万3,917件の納付件数がございます、金額的には2億6,840万1,276円というようなことで、利用率としては、件数としては13.6%というところがございます。固定資産税については2億1,608万円ということで、件数的には6.5%の利用率、軽自動車税については5,448万2,500円ということで24%、国民健康保険税については4億4,576万7,443円ということで13.4%の利用率というところになっています。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 当初那須塩原市がスタートした当時は、県内でも非常に早いコンビニでの導入だったわけです。その結果が、ただいまの20年度の数字として、そのようにあらわれているということは、やはり収納率アップには大いに役に立っているという理解でよろしいですね。了解です。

そのほかに、収納率アップということで、全国的にはいろいろなことをやっているんだと思うんです。ただ、どうしても職員の方々に最終的に負担がかかるようなことが多いんだと思うんです。

例えば、土日じゃないとなかなか在宅していない、そういったところじゃないと訪問ができない。平日ではなかなか訪問ができないと、そういった例も多分にあるんだと思うんです。そういった場合には、一つの考え方だと思うんですけれども、通常の業務、仕事の時間帯というのを少し変えて、例えば11時とか10時とかに出勤して、定時で上がって、そのかわり今度土日の中で半日をその分振り分けて使うとか、そういった方法も、全国的には幾つかの自治体で取り入れている例も現実にあるんです。ですから、いつ行っても同じような曜日、同じような時間帯に行けば、なかなか本人に会えないということを解消するためには、こういった方法も一つあるんじゃないかと思うんですが、この点はいかがですか。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 訪問の関係ですので、20年と21年の訪問の件数等をお知らせしたいと思いますけれども、臨戸訪問につきましては、20年度1,262件ございました。21年度は1,448件ということで、186件ほど多く臨戸訪問をしているというようなことです。ちなみに納税相談についても5,425件あった件数を、今年度途中ですけれども6,109件ということで、納税相談についても件数等をふやしてやっているというようなところがございます。

ただいま議員からありましたような、土日の訪問等についても検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） お金を扱う、お金を集める、本当に大変な事業だと思いますが、ぜひとも、せっかく班体制、今回に関して言えば地域に張りついた形での収納率アップを図っていくということですので、ただいまの提案に対しても考えてい



ただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、大きな3のほうに移らせていただきます。

教育委員会点検・評価報告書から、次のことについて伺いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、教育委員会の事務の管理、執行状況について、点検、評価を行い、その結果に関する報告書が議会に提出されました。報告書より、以下について伺います。

平成21年度の各種事業28事業の評価委員の意見をどのように受けとめているか伺います。

昨年の評価委員の指摘により改善された事業はあるか伺いいたします。

幾つかの事業で、昨年と同じような意見が付けられています。例えば、公民館学社連携融合事業や、小中学校評議委員事業などがそうですが、今後の取り組みについて伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 3の教育委員会点検・評価報告書からについてお答えいたします。

現在、市では実施計画事業について、事務評価を実施し、成果向上のための事務改善に努めておりますが、教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、この事務事業評価を外部の有識者で構成する点検評価委員会、さらに点検、評価し、委員からの意見等を含め、報告書として議会に提出いたしております。

ご質問の、この点検、評価における委員からの意見に対する受けとめ方や、改善点などの詳細につきましては、所管する教育長より答弁をいたさせますので、お願いいたします。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 引き続き答弁いたします。

の教育委員会点検・評価報告につきましては、平成20年4月から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育行政の点検、評価を行い、結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされたことによるもので、平成20年度は3月議会に、平成21年度は12月議会に報告させていただきました。

点検・評価委員の意見をどのように受けとめたかのご質問ですが、指摘された事務事業の改善を真摯に受けとめ、それに基づく今後の方向性の遂行に努力し、より一層良質な事務事業を目指してまいりたいと考えております。

と につきましては、関連がありますので、合わせてお答えいたします。

教育委員会点検・評価につきましては、前年度事務事業の実績を翌年に点検・評価するもので、平成20年度は点検・評価の時期が遅かったために、当該年度に改善を図ることができませんでした。その結果、平成21年度点検・評価におきましても、前年度と同じような評価をいただきました。平成20年度報告を受けまして、平成21年度において議員ご質問の事業や成人式等事務事業の改善を図っておりますので、平成22年度報告でお示しできるものと考えております。

また、平成22年度は点検・評価での指摘事項をできるだけ当該年度に事務事業改善が図れるよう、早い時期の点検・評価に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ただいまの教育長の答弁からすれば、22年度は本格的に改善がなされるんだというお話ですね。その点は理解をいたします。

ただ、従来から行われている事業がほとんどな

わけです。ということは、もちろん評価を法的に決められたから評価したわけですけれども、現実問題として、問題点として把握していた事業というのはあるんだと思うんです、従来から。

例えば、今回質問の中でも入れていますけれども、公民館事業の中の学社連携融合事業、これについても、これはすばらしい事業だと思うんです、ただし、公民館によって余りにも差がありますね。年間1回しかやっていないところから、30回を超えるような回数をこなしているところ、それぞれ余りにも差があるわけです。これらについては、どのように今後改善を図っていくお考えなのか、まず聞かせてください。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） ご指摘のありました公民館学社連携融合事業は、かねてからの懸案事項でございますが、公民館と地域とのつながり、それから公民館のスタッフ、今までやってこられた実績等、さまざまに積み重ねてありますので、これを一律にしようというふうなところは、なかなかできませんし、またするべきでもないかと、こんなふうにも思っているところですので、今後さらに点検・評価の中での講評を参考にしながら、地域の意見、公民館スタッフの意見等も考え、そして公運審の意見等も考えながら、改善に取り組みたいと、こんなふうにも思っているところです。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 歴史のある事業ですから、一概にぱっと変えるというのは難しいというのはよくわかります。ただ、やはり余りにも差が大きいということですので、ぜひ改善を求めていただきたいと思います。

それから、もう一点なんです、学校評議員事業なんです。学校評議員事業に関しては、実際に委員の方々から学校に対していろいろな要望等が

出ると思うんですけれども、現実的に校長と評議員との力関係という表現はおかしいのかもしれませんが、その辺がどうなっているのか。お互いに役割というのがどうなっているのか。例えばせっかくのいい提案がされたとしても、それが本当に学校の運営の中で生かされるかどうかというのが、ちょっと疑問な部分があるんです。その辺は教育長、どのように受けとめているかお聞かせください。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 学校評議員制度は、約10年ぐらいになります、学校のいわゆる運営から学校経営にかわりまして、そしてその中で、やはり学校が単独で考えるのではなく、地域連携それから開かれた学校を目指し、さまざまな地域の要望等を聞きながら、地域の核としてという形もとらえているかと思うんですが、そういう中で制度化されまして、学校の校長がやはり校長同士の切磋琢磨による学校経営から、さらに地域連携へというふうなところ、社会教育の面からもそういうものをいわゆる外部評価というんですか、当初は、そんなふうな件で導入されたことでございます。どちらが権限という、もちろん学校経営ですので、校長の経営ということでございますけれども、やはり校長の経営に外部の評価を加味して、そしてよりよい学校経営ができるようにということで、経営者としては校長かと思いますが、今後これからさらに学校経営を改善するためには、評議員の意見をどんどん取り入れて、さらに学校経営に工夫、改善を加味していきたいと、こんなふうにも思うところでございます。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 現在は校長先生の裁量権というのは非常に大きいですから、そういった部分でいけば、当然校長先生がいろいろな部分で指

導していくというのは当然のことだと思うんですけども、せっかくのこういう制度ですので、やはり校長先生と、それから評議員の責任と役割、これらについては明確にしていってほしいが、この制度自体がより生きてくるんじゃないかなと、そのように思います。この点は指摘だけさせていただきます。

それからもう一点、学生海外派遣事業の件なんですけれども、これに関してはことしの予算枠の中で、オーストリアのリサ校から38人ほどホームステイで日本のほうへ来るわけですね。実際に、今までも旧黒磯時代からアメリカ、オーストラリア、そしてオーストリアと転移してきたわけです。

それで、派遣する生徒の選考、これは各クラス大体1名というような形で選考をされてきているんだと思うんですが、この明確な選考基準というのがあるのかどうかというのを確かめたいんです。なぜかと言えば、やはり派遣される子どもたちの数というのは30人から40人の間ぐらいだと思うんです。そこに1,000万からの予算を費やしているわけです。ですから、当然行けなかった子どもたちにとってみたら、相当なそこで差が生まれるんじゃないかと思うんです。そういった観点から、選考基準というのがどのようになっているかお聞かせください。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまご指摘のように、海外派遣制度は旧黒磯時代はアメリカ、オーストラリア、そしてオーストリア、オーストリアは合併してからなんです、アメリカとオーストラリア、それから西那須野地区がヨーロッパのスイスということで実施されておりまして、合併を機にオーストリアのリサスクールに派遣するということになりました。

まず、市のほうで選考基準はあるかどうかなん

ですけども、最初の出だしは旧黒磯も旧西那須野も各学校に学校経営の中で、その生徒がどのようにリーダーシップをとるかということが選考の基準として任せておりました。そのまま新市に移りまして、やはり学校経営の中で、学校の希望者が一番よくわかるだろうということから、各学校で選考をしていただきました。

ただ、どのクラスにもということ、平等性を重視した結果、2年生の1クラスにつき1名という感じで、大体37から39名まで、毎年37クラスから39クラスまでありますので、クラスにつき1名ということで選考しているところでございます。

議員ご指摘の行けなかった生徒についての対処ということで、これはかねてから懸案でございましたが、今年度より向こうから、去年の5月に向こうの生徒を5名ほど招致して受け入れまして、相互交流というのを考えながら、今後行った生徒それから来た者を受け入れるホームステイを引き受ける生徒とか、交流の輪を拡大したいということから、相互交流ということを図る、そういうふうな企画に今移りつつあるところでございます。

今後、行けなかった生徒の措置につきましては、さらに詳しく学校の実態を調べながら、対策を考えていきたいと、こんなふうに思います。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） やはり公平なという部分が必要でしょうから、ぜひ検討していただきたいと思います。

ちょっと話はズレるかもしれませんが、せっかくオーストリアのリンツ市とこのように交流が進んできているわけです。最終的な目標としては、やはり姉妹都市交流、そういった形に進めるということもあってしかりと思うんですが、その点についてももしお考えがありましたらお願いいたします。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） これまでの経過は、今教育長のほうからお話があったとおりですので、現時点で改めて考えたことはないんですけども、ご提案いただきましたので、今後検討する機会がありましたら検討してみたいと思います。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 那須塩原市も十一万六千有余の東北の雄都ですので、ぜひとも国際交流があっという間だと思えます。検討の余地があればお願いいたします。

それでは、次の項に移らせていただきます。大きな4番、子宮頸がんワクチンと検診についてお伺いいたします。

定期的な検診と予防ワクチン接種の組み合わせで予防できる唯一のがんとされている子宮頸がん、しかし、接種費用が1回1万数千円と高額で、3回の接種が必要なことから、負担軽減のための公費助成が求められています。公明党の松あきら副代表は、1月20日の参議院本会議の代表質問で、女性のだれもが平等に予防が受けられるよう、公費助成の英断を下していただきたいと政府に迫り、鳩山首相はできる限り早期に実現できるよう努力したいと答えました。

一方、国に先んじてワクチン接種への公費助成を表明する自治体が全国に広がっています。昨年の6月議会で、同僚の平山啓子議員が質問いたしましたので、あえて続けてお伺いいたします。

子宮頸がんのワクチン接種への公費助成を行う考えがあるかお伺いいたします。

乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポン券配布について、鳩山政権は来年度予算案で市町村に半分の負担を求めています。この事業の継続についてのお考えをお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 4の子宮頸がんのワクチンと検診についてお答えいたします。

まず、子宮頸がんのワクチン接種への公費助成についてお答えいたします。

平成22年度における公費助成については、現在実施の予定はありませんが、今後の国の動向を見極めながら検討をしております。

の乳がん、子宮頸がんの検診の無料クーポン券配布についてお答えいたします。

女性特有のがん検診事業として、乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポン券による検診については、平成22年度も引き続き実施をしていく予定でございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 初めに、やはり平山啓子議員が12月に行なった予防接種の件で、新年度、今回の予算の中で、肺炎球菌の予防接種に関する70歳以上の方への助成が今回予算づけされたわけです。これについては、大変にうれしく思います。その点について敬意を表して、再質問に移らせていただきます。

最初にも触れましたけれども、いろいろながんがある中で、唯一予防可能ながんというのが子宮頸がんだということで、これについては広く認知をされているわけです。あるデータによれば、日本では年間約1万5,000人が子宮頸がん罹患している。そのうち約3,500人の尊い命が奪われているという数字が出ております。ですから、この亡くなられた3,500人を、結局はワクチンを使うことによって、それから検診を進めることによって、ほぼ100%防ぐことが可能なわけです。こういったがんは唯一子宮頸がんしかないわけです。

そういった観点を考えれば、やはり私は、確かに国の制度として設けるのが正しい方向性だということは私自身も感じますが、やはり現在は、昨年10月に日本でもワクチンが認証されたわけですから、使ってもいいですよと、それも先進国の中では一番遅かったわけですから、逆に言えばもっと公費助成というのをどんどん進めなくては、遅い分ですね、いけないんだと思うんです。

もう皆さんご存じのように、隣の大田原市では新年度から行く、下野市、日光市も同様です。全国的にもどんどんこのワクチンの公費助成というのは進んできているわけです。

そういった中で、非常に有効なのは小学校5、6年生から中学校3年生ぐらいまでにワクチン接種を行うことが非常に有効であろうと言われていたわけですね。お隣の大田原市に関して言いますと、3回必要だと。1回目、次2回目が3カ月後、3回目が6カ月後と、半年間をかけて3回行うというような接種法になるとは思うんですが、大田原に関して言えば小学校6年生が対象だということなんです。できれば私なんかは、やっていない那須塩原市が何言うんだと言われるかもしれませんが、本来であれば、例えば6年生からであれば中学校3年生までできるような形をとるのが理想じゃないかなと思うんです。今後、大いにこれは検討の余地があるんだと思うんですが、その辺の考え方についてはどのように受けとめているかお聞かせください。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 子宮頸がんにつきましては、専門的なあれでいくとヒトパピロームウイルスというのに感染して、10年から十数年後に子宮頸がんを発症する可能性がかなり高いということで、それに対するワクチンが日本の場合昨年10月に承認されまして、12月から販売が開始さ

れたということでございます。

HPVという感染のあれなんです、それも15種類あるらしいんですが、そのうちこのワクチンは2種類、特に感染が高い2種類に効くと言われておりまして、欧米の場合ですと80から90%原因がこの2種類のHPVということらしいんですが、日本の場合には今のところ50から70%ぐらいじゃないかというふうに言われております。

その中で、昨年12月に販売が開始されまして、今、議員言われましたように、6カ月の間に3回接種をする。大体1回1万5,000円から中には1万8,000円というのは初診料が入りますので、3回受けますと4万5,000円から5万円の間ぐらいの経費がかかるということで、確かに接種をするに当たっての経費負担というのは相当高いということになっているかと思うんです。

ただ、今言われましたように、年齢がどこからどこまでがいいかというのは、いろいろ外国も違うんですが、その辺の、例えば1年だけ、1歳だけに限るのがいいのかとか、あるいはもうちょっと幅広くしたほうがいいのかとか、接種の方法をどうしたらいいのかも含めまして、検討をさせていただきたいと思っております。

#### 会議時間の延長

議長（平山 英君） ここでお諮りいたします。

那須塩原市議会会議規則第9条の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の議事が全部終了するまで、会議時間を延長したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事が全部終了するまで、会議

時間を延長します。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 今、部長の答弁をいただいた中では、公費助成ということ自体、もう導入することは前向きにとらえているんだという答弁だったと思うんです。

そうであればより、国のほうも鳩山総理のほうは早期に導入をしたいという意思を表明しておりますので、そんな遅い段階で公費助成がスタートするんじゃないんだと思うんです。ただ、ないんだとは思いますが、やはりそういった裏づけがあるわけですから、できれば早い段階で、6月でも9月でも補正を組んでも、私はこのワクチン接種の公費助成というのは導入すべきだと、そのように思います。こんながんはないわけです。繰り返しになりますけれども、本当に唯一予防のできるがんなわけですから、そのがんで命を奪われてしまう人がいらっしやるという事実を考えれば、やはりこのワクチン投与に関する公費助成というのは、1日も早い導入が、私は望まれると思いますので、その点を強く要望させていただいて、次の項に移ります。

先ほど、クーポン券の乳がんそれから子宮頸がんの検診については、22年度も行いますという市長の答弁をいただいたわけでありまして。今回に関して言えば、去年の9月補正でこのクーポン券事業というのがスタートしたわけですが、10月からことしの3月いっぱいまでが最初の配られた検診時期だと思うんですが、これ数字が間違っていたら訂正をお願いしたいと思うんですが、乳がんのほうの対象者40歳から60歳の5歳おきになるわけです。それから子宮頸がんが20歳から40歳で5歳お

きになるわけですけれども、乳がんの対象者というのが4,192人、子宮頸がんの対象者が3,867人、それに対して当初の受診率の目標というのが20%という答弁が、以前6月の際に部長のほうからあったわけですけれども、現実問題、もうぎりぎりですので、ほぼ終了間近になっているわけですが、どのぐらいの受診率なのかまずお聞かせください。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 1月末現在で申しますと、子宮頸がんの関係が受診人数が564人ですから16.7になります。それから乳がんの関係が1,127人ですので、26.9%になるかと思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 1月現在ということですので、現在はもう少し数字が上がっているという可能性はあると思うんですが、乳がんに関しては目標を達成している。子宮頸がんに関してはまだまだ、認知されているという部分でも、余り認知が進んでいないということもあるんだと思うんです。このがんに対する理解ということ自体も今後はもっと周知していかなくてはいけないんじゃないかと、そのように思います。

時間がありませんので、これは結局事業としては5歳おきに間隔を置いていっていますので、新年度、22年度は確かに続けるということなんですが、23、24、25とやっぱり5年間続けないと意味がないんだと思うんです。その辺についてのお考えを聞かせてください。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 今まで成人病検診の中で、子宮がんあるいは乳がん検診というのをやっておりますので、5歳刻みというのはその中にもある意味包含されているような状況になっ

ておりますので、今後につきましても検診のほうはやっていきたいと思っております。ただ、国のほうにおきましても、そういうことで始まったわけですが、継続的に助成というものが考えていただけるんだというふうには期待はしております。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 今後もぜひ継続を望んで、この項の質問を終わります。

それでは、最後の5になります、協働のまちづくりについて。

協働のまちづくりに欠かせないものは、行政に対する市民の理解と協力であることは言うまでもありません。以下についてお伺いいたします。

自治会長と行政連絡員との関係は、今のままでよいとの認識でしょうか。また、行政連絡員の身分について、どうお考えなのかお伺いいたします。

東那須野自治会長会から、東那須野公民館の周辺整備と駐車場の拡張の要望が出ていますが、その対応についてお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 5の協働のまちづくりについて、答弁をいたします。

の自治会長と行政連絡員との関係と、行政連絡員の身分についてのご質問にお答えいたします。

行政連絡員は、市の広報を初めとしたさまざまな文書の配布など、市の情報周知の徹底を図っていただくことを目的に、非常勤特別職として委嘱をしているところであります。

行政連絡員は、自治会長が兼務しており、職務や役割などを明確に区分するよう進めておりますが、1人で2つの立場を担っていることから、自治会長自身や市民の方々からわかりにくいという

ご意見をいただいております。

行政連絡員の身分や委嘱の内容、自治会長との関係を含め、他の自治体の状況なども参考にしながら、制度の内容を検証し、自治会長の皆さんと相談をしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

の東那須野公民館の周辺整備と駐車場の拡張についてお答えいたします。

東那須野公民館の各種事業を実施する上で、駐車場不足は認識しております。今年度、駐車場の砂利部分について舗装工事を実施し、駐車台数をふやすとともに、入り口看板を設置しているところであります。

当該公民館駐車場の拡張につきましては、公民館が災害時の避難場所になっていることもあり、今後も引き続いて検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、のほうからお伺いいたします。

那須塩原市の場合には、自治会長と行政連絡員は完全に1の方が2つの役目を担っているという状況ですね。これは全自治会がそうだと思うんです。そういった中で、何か問題がないのかということなんです。

先ほど市長の答弁の中にも、行政連絡員というのは非常勤特別職だということです。非常勤特別職であれば、やはりある程度の行動に縛られるような事例も生まれますね。簡単に一番わかりやすく言えば選挙なんかの場合にはそうだと思うんです。

ところが自治会長というのは、任意の団体の長ですので、そういったことは全くないわけです。ですから、1人の人が2つの身分を持っているというところに、非常に違和感を覚えるし、これは

難しいことかもしれませんが、やはり改善は私は必要だと思うんですが、その点の認識をお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） ただいま、市長のほうからも答弁申し上げておりますけれども、いろいろ今議員からご指摘あったようなことでの意見を市のほうにいただいていると、こういうことで今後自治会長さん方と相談しながら進めるということで、私どものほうもそれは十分認識しておりますので、よりよい形で進めていきたいと思っております。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 先日ですが、那須塩原市自治会長連絡協議会役員会という会がありますけれども、その中で足利市を視察させていただいてきたわけですが、足利市の場合には行政連絡員ではないんです。完全な自治会長としての任意の団体の長。行政連絡員ではなくて、それをどうやっているかと言うと、委託料という形で、1件幾らとかそういった形を出しているわけです。ですから、非常勤特別職に当たらないわけです。方法としてはこのような方法が、説明を聞いていて非常にすっきりするなという気がいたしました。

その中で、もう一つ驚いたのが、これは以前に山本はるひ議員も質問しておりましたけれども、自治会への加入率の件なんですが、本市においては70.8%、これが何と足利市は92%を超えている加入率なんです。ここがひょっとすると、やはり自治会という任意の団体でやっている、普通に考えれば歴史の古い足利学校、最古の学校があるような地域ですから、新しい住民の方が引っ越してきた場合に、なかなかそこになじめない。だから自治会なんか入らないというようなイメージを私

は持っていたんです。でも、現実に92%という数字を聞くと、そういうこともないんだと思うんです。ですから、やはりここに行政連絡員と自治会長を一緒にしているところの無理が、ひょっとするとそういったところにも出てきてるんじゃないかと、そのような感じがしたんです。ですから、その辺もぜひ考えていただきたいと思うんですが、加入率についてはどのように今後進めていくか、その辺はお考えがあればお聞かせください。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 私も視察へ行ってきた復命を職員のほうから受けまして、私ども72%ですから、20%の差があるということで、今、議員が言われた自治会がかなり自主性を持って活動されていると。それには、確かに身分上の縛りと言いますか、そういうところの課題もなくやれているということも1つあるかと思えます。

それと、古いところなんですけど、逆に私どものほうも、私どもとか隣の那須町、新しい別荘地とかこういうところの住民が多いところは、逆に加入率が低いという状況にもありますので、要因はいろいろあると思えますけれども、できるだけ、私どもとしても自治会そのものにいろいろご努力をいただくということはもちろんなんですけれども、行政としても新たに転入をされてくる方とか、そういった方には、今の段階では強要はできませんけれども、なかなか強要はできない問題ですけども、自治会というのはこういう活動をしていて、こういうことがあるのでという紹介をさせていただいている、今後もうできるだけそういう形で入っていただけるような努力をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 当市が進めている協働の



まちづくり、これの中核となるのは、当然自治会単位になってくるんだと思うんです。やっぱり自治会とのいい関係を築いていくということにおいても、検討を加える部分は検討して、今後いつていただきたいと、そのように思いますのでよろしくをお願いします。

それでは、東那須野公民館の駐車場近辺の整備、それから拡張についてなんです、この質問に関しても、昨年の6月議会で、相馬議員のほうからも質問があったわけです。その際の松本部長の答弁なんかを見ますと、実際に公民館の利用状況が今後ふえていくかどうか、そういったことも勘案したいというお話がありました。

市政報告書の件数で言いますと、利用件数としては平成20年度に関して言えば2,349件で、人数、延べになりますけれども2万9,361というふうになっております。15館あるうちの数字がどのぐらいの数字かというのは難しいかもしれませんが、私はこの地域の人口規模から言えば、決して少ない数字ではないし、今後もふえていくんだと思うんです。この辺についての数字はどうお考えになりますか。受けとめますか、お伺いいたします。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 東那須野公民館の利用状況についてでございます。

ただいま、吉成議員のご指摘のとおり、昨年6月に相馬義一議員からの質問がありました。答弁といたしましては、利用状況を見ながら総合的に検討していきたいという答弁をいたしました。

その利用状況でありますけれども、当公民館は平成18年4月にオープンしております、それ以前の数字を参考までに申し上げますと、17年度でありますと1万1,780人、708件ということでありますけれども、20年度はただいま吉成議員からおっしゃっていただきましたが2,349件で、利用

者が2万9,361名、今年度の状況であります、まだ終わっていませんけれども、1月までの状況を申し上げますと2,576件で、3万3,282名というような状況で、まだ今年度途中でありますけれども、今までの満年度の状況をはるかに上回っていると、こういった状況であります。

この利用につきましては、やはり立地条件もよるしいということから、区域内の人口は約1万1,000人でありまして、他の区域からも来て利用されているんだということで、特段利用者の住所等は把握しておりませんのでわかりません、この辺は推測ですけれども、そういった状況からかなというふうには思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 最後に要望を述べて締めたいと思うんですが、これもやはり6月の相馬議員も同じに要望しておりましたけれども、東那須野公民館、特に駐車場の拡張に関して言えば、隣接のもってこいの土地があるわけです。それを考えれば、財政が厳しい中ですから、なかなか公有財産を購入するというのは難しいと言われればそれまでなんですけれども、やはり今部長のほうからお話があったように、利用者としてはこれからますますふえるんだと、私は思います。そういった観点からいけばやはり、砂利の部分で多少の拡張はされるわけですが、取りつけ道路ということから考えても、隣接した土地を購入した際にはあのまままっすぐ入っていける。そういった部分からいけば、整備もなされるわけです。一石二鳥になるわけです。

それともう一点つけ加えれば、やはりこういった物価の折ですから、また不景気の折ですから、購入するに関しても、やはり評価額は以前から見れば相当低いんだろうというふうにいるんです。

こういったときに先行投資ということも十分考えていただきたいと思います。それによって地域の人たちの利便性もアップするでしょうし、そういったことをぜひ勘案して、進めていただければと思いますので、強くこの点も要望をし、私の代表質問を終了とさせていただきます。

最後に、今年度退職をされる皆様に、一言御礼を申し上げ、本当に長い間ご苦労さまでした。市政発展に寄与されたことに対するお礼を申し上げて、最後の言葉とさせていただきます。

以上です。

議長（平山 英君） 以上で、公明クラブの会派代表質問は終了いたしました。

以上で、会派代表質問、通告者の質問は全部終了いたしました。

会派代表質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

会派代表質問を終わります。

#### 散会の宣告

議長（平山 英君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時14分